

2026年版

南九州市 市民ガイドブック

Guidebook in Minamikyushu City

みな、みりよく!



Minami
Kyushu
City

南九州市役所

〒 897-0392 南九州市知覧町郡6204番地
☎ 0993-83-2511(代表) FAX 0993-83-4658

■ 穎娃庁舎

〒 891-0792 南九州市穎娃町牧之内2830番地
☎ 0993-36-1111 FAX 0993-36-3136

■ 川辺庁舎

〒 897-0215 南九州市川辺町平山3234番地
☎ 0993-56-1111 FAX 0993-56-5611

市ホームページ



LINE



Instagram



Youtube



防災	1
市役所の組織機構	6
自治体DX	18
届出と証明	19
保険と年金	23
地方税	30
子育て	36
福祉	42
健康・医療	51
生活・環境・建設	55
教育	64
地域・協働・参画	69
産業	72
商工	76
選挙	78
市議会	80
主要な公共施設	82

市民ガイドブック INDEX

防災		子育て		教育	
消防組織	・・・ 1	子育て	・・・ 36	学校教育	・・・ 64
自主防災組織	・・・ 1	母と子の健康	・・・ 39	社会教育	・・・ 65
指定避難所等	・・・ 1			文化振興	・・・ 66
総合防災ハザードマップ	・・・ 5			スポーツ振興	・・・ 67
		福祉			
市役所の組織機構		障害者福祉	・・・ 42	地域・協働・参画	
市役所の連絡先	・・・ 6	高齢者福祉	・・・ 45	自治会	・・・ 69
南九州市の組織機構	・・・ 6	社会福祉	・・・ 50	公民館	・・・ 69
庁舎配置図	・・・ 12			地域コミュニティ	・・・ 69
				地域づくり基本方針	・・・ 69
自治体DX		健康・医療		NPO法人	・・・ 70
自治体DX（デジタルトランス フォーメーション）	・・・ 18	成人・高齢者の健康	・・・ 51	男女共同参画	・・・ 70
		医療支援・助成	・・・ 54		
				産業	
届出と証明		生活・環境・建設		農林業	・・・ 72
転入・転出等	・・・ 19	ごみ処理	・・・ 55	農業委員会	・・・ 73
戸籍の届出	・・・ 19	浄化槽設置補助	・・・ 56	畜産業	・・・ 75
印鑑の登録	・・・ 20	火葬場等	・・・ 56	水産業	・・・ 75
マイナンバーカード	・・・ 21	環境に関する相談	・・・ 56	商工	
住民基本台帳関係証明書	・・・ 21	再生可能エネルギー発電施設	・・・ 56	商工業	・・・ 76
印鑑登録証明書	・・・ 22	犬の登録・狂犬病予防注射	・・・ 56		
戸籍関係証明書	・・・ 22	ヤンバルトサカヤステ駆除薬剤	・・・ 56	選挙	
自動車の臨時運行許可	・・・ 22	上水道	・・・ 57	選挙	・・・ 78
パスポートの申請・交付	・・・ 22	下水道・農業集落排水	・・・ 58		
		市営住宅	・・・ 58	市議会	
保険と年金		移住定住支援	・・・ 59	議会の役割・権限	・・・ 80
国民健康保険	・・・ 23	空き家の活用支援	・・・ 60	議員の定数	・・・ 81
後期高齢者医療制度	・・・ 26	建築関係	・・・ 60	議会中継	・・・ 81
介護保険	・・・ 27	開発行為の許可	・・・ 60		
国民年金	・・・ 27	盛土等の許可	・・・ 61	主要な公共施設	・・・ 82
		景観計画に伴う届出行為	・・・ 61	(名称, 住所, 電話番号)	
地方税		屋外広告物の表示・設置の許可	・・・ 61		
個人市県民税	・・・ 30	公園の使用	・・・ 62		
法人市民税	・・・ 30	土地取引の届出	・・・ 62		
固定資産税	・・・ 31	市道路管理	・・・ 62		
軽自動車税	・・・ 32	公共交通	・・・ 63		
その他の税	・・・ 34	難視聴対策	・・・ 63		
納入方法	・・・ 34	消費生活相談	・・・ 63		
各種証明料	・・・ 35				

ライフサイクル別 INDEX



<input type="checkbox"/> 各種健診等	・・・	53	<input type="checkbox"/> 転入・転出	・・・	19
<input type="checkbox"/> 税金	・・・	30	<input type="checkbox"/> 公共施設	・・・	82
<input type="checkbox"/> 国民年金	・・・	27	<input type="checkbox"/> パスポート	・・・	22
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	・・・	23	<input type="checkbox"/> 市営住宅	・・・	58
<input type="checkbox"/> ごみ	・・・	55	<input type="checkbox"/> 住宅建設・購入補助	・・・	59
<input type="checkbox"/> 上下水道	・・・	57	<input type="checkbox"/> 家賃の補助	・・・	59
<input type="checkbox"/> 公共交通	・・・	63	<input type="checkbox"/> 奨学金返還支援	・・・	59
			<input type="checkbox"/> 空き家バンク	・・・	60



● 出生届	・・・	19
● マイナンバーカード	・・・	21
● 国民健康保険	・・・	23
● 母子健康手帳	・・・	39
● 妊産婦健康診査	・・・	39



● 保育所・認定こども	・・・	37
● 子育て支援	・・・	38
● 地域子育て交流館	・・・	39
● 予防接種	・・・	40



● 児童クラブ	・・・	38
● 小・中学校	・・・	64



● 国民年金	・・・	27
● 国民健康保険	・・・	23
● 転入・転出	・・・	19
● 選挙	・・・	78



● 婚姻届	・・・	19
● 戸籍	・・・	19
● 結婚新生活支援	・・・	59



● 国民年金	・・・	27
● 高齢者福祉	・・・	45
● 後期高齢者医療制度	・・・	26
● 介護保険	・・・	27
● 介護保険サービス	・・・	47



◆ 防災	・・・	1
◆ 指定避難所等	・・・	1
◆ 総合防災 ハザードマップ	・・・	5

防災

市HP
防災



→防災安全課

消防組織

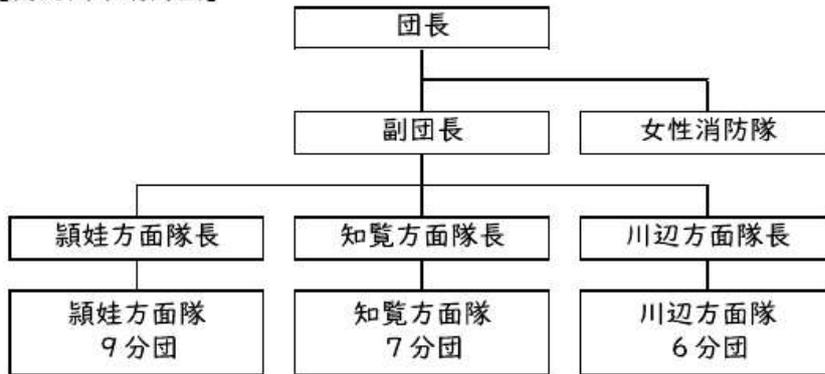
消防団組織は次のとおりです。

また、常備消防については、指宿南九州消防組合の管轄にあり、南九州消防署、穎娃分遣所及び川辺分遣所が配置されています。

市HP
消防体制



【南九州市消防団】



自主防災組織

→防災安全課

災害が発生したとき、被害の拡大を防ぎ、いのちを守るために力を合わせて活動することが重要です。個人でばらばらに活動するより組織として集約された力がとても有効であり、被害を最小限に止めることにもつながります。

最近、地域住民相互の関係が薄くなってきたと言われますが、そこに住む住民自らが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識がとても重要であり、自治会等の既存組織を活用するほうが活動単位としては最適です。

南九州市では、自主防災組織結成率100%であり、避難訓練等を定期的に行うなど活動の充実を図っています。

指定避難所等

指定避難所・指定緊急避難場所

→防災安全課

梅雨時期の大雨や台風による風水害や地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域の居住者等の生命、身体の安全を確保するために、指定避難所等を地域ごとに定めています。

日頃から、居住地や勤務地近くの指定避難所等について確認しておき、いざという時に速やかに避難できるようにしておきましょう。

市内の指定避難所等は次のとおりです。(R7. 1月現在)

※災害種別欄の「○」はその災害に適していること、「×」はその災害に適していないことを表しています。

市HP
避難所・避難場所



◎穎娃地域

災害種別 指定場所	地震	津波 高潮	洪水 内水氾濫	噴火	大規模な 火災	崖崩れ 土石流等	備考
長崎集落センター	○	×	○	○	×	×	指定避難所
郡地区公民館	×	○	○	○	○	○	指定避難所

災害種別 指定場所	地震	津波 高潮	洪水 内水氾濫	噴火	大規模な 火災	崖崩れ 土石流等	備考
穎娃小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
穎娃中学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
穎娃武道館	○	○	○	○	○	○	指定避難所
穎娃文化会館	○	○	○	○	○	○	指定避難所
宮脇小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
宮脇地区公民館	×	○	○	○	○	○	指定避難所
粟ヶ窪地区公民館	×	○	○	○	○	○	指定避難所
粟ヶ窪小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
御領地区公民館	×	×	×	○	○	○	指定避難所
九玉小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
別府地区公民館	×	○	○	○	○	○	指定避難所
大川公民館	×	○	○	○	○	○	指定避難所
別府小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
地域交流センターはや ま（旧別府中学校）	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
上別府地区公民館	×	○	○	○	○	○	指定避難所
青戸小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
旧青戸中学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所
新牧公民館	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
耳原公民館	×	○	○	○	○	○	指定避難所
穎娃高等学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所

◎知覧地域

災害種別 指定場所	地震	津波 高潮	洪水 内水氾濫	噴火	大規模な 火災	崖崩れ 土石流等	備考
門之浦公民館	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所
	×	○	○	○	○	○	指定避難所
松ヶ浦地区公民館	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所
	×	○	○	○	○	○	指定避難所
旧松ヶ浦小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
西塩屋公民館	×	○	○	○	○	○	指定避難所
西塩屋広場	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所

災害種別 指定場所	地震	津波 高潮	洪水 内水氾濫	噴火	大規模な 火災	崖崩れ 土石流等	備考
二松台公園	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所
塩屋分団拠点施設	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
松山小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
松山地区公民館	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
浮辺地区公民館	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
霜出地区公民館	×	○	○	○	○	×	指定避難所
中福良地区公民館	○	○	×	○	○	○	指定避難所
知覧地区公民館	×	○	○	○	○	×	指定避難所
手蓑集落公民館	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
厚地公民館	×	○	○	○	○	×	指定避難所
地域福祉交流プラ ザ敬和ホール	○	○	○	○	○	×	指定避難所
知覧小学校	○	○	○	○	○	×	指定緊急避難場所 指定避難所
中福良小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
霜出小学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
知覧中学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
知覧武道館	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
知覧文化会館	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
ちらん夢郷館	○	○	×	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
薩南工業高等学校	○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所

◎川辺地域

災害種別 指定場所	地震	津波 高潮	洪水 内水氾濫	噴火	大規模な 火災	崖崩れ 土石流等	備考
川辺地区公民館	○	○	○	○	○	○	指定避難所
川辺小学校	○	○	○	○	○	×	指定緊急避難場所 指定避難所
高田地区公民館	○	○	×	○	○	○	指定避難所
高田小学校	○	○	×	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所

指定場所	災害種別	地震	津波 高潮	洪水 内水氾濫	噴火	大規模な 火災	崖崩れ 土石流等	備考
大丸地区公民館		○	○	×	○	○	○	指定避難所
大丸小学校		○	○	×	○	○	×	指定緊急避難場所 指定避難所
大丸分団拠点施設		○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
勝目地区公民館		○	○	○	○	○	×	指定緊急避難場所 指定避難所
勝目小学校		○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
清水地区公民館		○	○	×	○	○	×	指定避難所
旧清水小学校		○	○	×	○	○	×	指定緊急避難場所
		○	○	×	○	○	○	指定避難所
旧田代小学校		○	○	○	○	○	×	指定緊急避難場所
田代地区公民館		○	○	○	○	○	×	指定避難所
田代区公民館		×	○	○	○	○	○	指定避難所
川辺やすらぎの郷		○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
神殿地区公民館		○	○	○	○	○	○	指定避難所
旧神殿小学校		○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
川辺中学校		○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所
marukawaホール (川辺文化会館)		○	○	○	○	○	○	指定避難所
市民交流センター		○	○	○	○	○	×	指定避難所
川辺高等学校		○	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所 指定避難所

福祉避難所

→福祉健康課

何らかの障害を持っていて、一般の避難所での避難生活が難しい方（何らかの支援が必要な方）が、介助者同伴の上で避難をする避難所です。

市が指定する福祉避難所は次のとおりです。

福祉避難所施設名称	郵便番号	住所	電話番号
顛娃保健センター	891-0792	南九州市顛娃町牧之内2830番地	0993-58-7221
知覧保健センター	897-0302	南九州市知覧町郡17530番地	
川辺保健センター	897-0215	南九州市川辺町平山6978番地	

総合防災ハザードマップ

→防災安全課

南九州市総合防災ハザードマップは、市内の指定避難所及び指定緊急避難場所、津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等を地図に示したもので、全戸配布した冊子版とインターネットで閲覧可能なWeb版を用意しています。Web版は、南九州市のHPから閲覧できます。また、下のQRコードからもご覧になれますので、災害のおそれのある場所の確認や災害から身を守るための避難経路の確認等に役立ててください。

Web版南九州市総合防災
ハザードマップQRコード

日本語版→
[Japanese]



英語版→
[English]



市役所の組織機構

市役所の連絡先

名称	郵便番号	住所	電話	ファックス
知覧庁舎（本庁）	897-0392	南九州市知覧町郡 6204	0993-83-2511	0993-83-4658
顚娃庁舎	891-0792	南九州市顚娃町牧之 内2830	0993-36-1111	0993-36-3136
川辺庁舎	897-0215	南九州市川辺町平山 3234	0993-56-1111	0993-56-5846

南九州市の組織機構

本課

庁舎	課	係	主な取扱い業務
知覧	総務課	総務人事係	庁舎管理、秘書及び渉外、人事、給与、任免、福利厚生、郷土会等
		行政係	情報公開、条例等の制定改廃、行政手続等
		行政改革推進係	行政改革、地方分権等
	新庁舎建設推進課	新庁舎建設推進係	市役所新庁舎建設等
	財政課	財政係	財政計画、予算編成・運用、財政統計、地方交付税、市債等
		管財係	工事及び物品の入札・契約、公有財産の管理・処分、登記等
	企画課	企画係	地方創生、企業誘致、国内・国際交流、地域交通（ひまわりバス、チョイソコひまわり、JR）、住宅団地、高校活性化、総合計画等各種計画立案調整等
		移住定住促進係	移住・定住促進（空き家バンク、住宅取得等補助、地域おこし協力隊等）、地域ブランディング、シティプロモーション等
		広報統計係	広報紙編さん・発行、広報広聴、各種統計調査等
		システム管理係	行政情報ネットワーク管理運用、情報処理機器等の管理運用、情報システム等の管理運用、情報セキュリティ等
		D X 推進係	D X による市民サービス向上及び業務改善、行政デジタル化の推進、デジタル施策の普及等
	まちづくり推進課	共生協働推進係	共生・協働、自治会関係、男女共同参画、地区コミュニティ・プラットフォーム、地縁団体、NPO、地区公民館管理運営、公民館講座、ひまわり館管理運営等

知覧	防災安全課	防災安全係	消防、自衛隊関係、交通安全対策、防災、防犯、災害対策、水防資材、防災行政無線、自治会放送設備、自主防災組織、地域防災計画、危機管理、特定空家対策等
	歴史文化財課 (知覧特攻平和会館係は知覧特攻平和会館内、文化財係はミュージアム知覧内)	知覧特攻平和会館係	知覧特攻平和会館の管理運営、平和事業、資料等の保存管理、世界の記憶事業に関すること等
		文化財係	指定文化財の保護・活用、伝統的建造物群保存地区の保存・整備、重要史跡の整備、文化財保護の普及・啓発活動、ミュージアム知覧等管理運営等
類 娃	税務課	市民税係	市県民税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料等の賦課、市税等の収納、各種証明等
		固定資産税係	固定資産税の賦課、土地・家屋調査、地籍・管理等
		収納対策係	市税等の収納対策、納税相談、滞納処分等及び市税等以外の私債権の徴収・滞納整理・訴訟等
川 辺	市民生活課	市民係	転入・転出・出生・死亡等の手続き、住民票・戸籍・印鑑登録等の各種証明、国民年金、パスポート、マイナンバーカード等
		生活衛生係	ごみ処理及びし尿処理、衛生・不快害虫対策、墓地・埋火葬及び改葬、火葬場、狂犬病予防等
		環境保全係	浄化槽、公害、環境保全、再生可能エネルギー等
		保険係	国民健康保険、診療報酬、保険給付、特定健診、後期高齢者医療等
	福祉健康課 (健康推進係は、知覧保健センター内)	社会福祉係	温泉施設管理運営、民生委員児童委員、災害救助、社会福祉関係、社会福祉法人の認可等
		障害福祉係	障害者手帳、重度心身障害者医療費助成、障害者(児)自立支援給付、障害者虐待防止対策、自立支援医療費給付、特別障害者手当等
		生活支援係	生活保護、行旅病人及び行旅死亡人関係、生活困窮者自立支援関係等
		健康推進係	歯周病検診、保健指導、特定保健指導、栄養指導、生活習慣病予防、自殺対策、地域保健、予防接種(成人)、各種がん検診、献血、結核予防、感染症予防、救急医療等
	こども未来課 (おやこ保健係は、知覧保健センター内)	こども家庭係	児童扶養手当、出生祝関係、ひとり親家庭等医療費助成、母子・寡婦・父子関係、家庭児童相談、児童虐待防止、子ども家庭総合支援拠点運営等
		子育て支援係	子ども医療費給付、児童手当、保育所・認定こども園関係、地域子育て交流館管理運営、子育て支援パスポート等
		おやこ保健係	予防接種(母子)、不妊治療費助成、妊産婦健診、妊婦歯科健康診査、乳幼児健診等

川 辺	長寿介護課	高齢者福祉係	高齢者福祉、在宅高齢者福祉サービス、老人ホームの入所措置、在宅福祉アドバイザー等
		介護保険係	介護保険の資格管理・給付管理、介護保険事業計画企画立案推進等
		介護予防支援係	総合相談、介護予防支援、権利擁護等
		地域包括ケア係	認知症施策推進、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、介護予防事業等
穎 娃	農業振興課 (総合研修係は、 農業開発研修セン ター内)	農政係	農業振興、農業公社、食農教育・地産地消、農産物処理加工施設の管理運営、担い手・認定農業者・新規就農者・農業後継者の育成支援等
		生産流通指導係	農業経営・農業技術の改善指導、農産物生産流通対策、鳥獣被害防止対策等
		総合研修係	研修生の育成・支援、課題解決展示園設置・情報提供等
		畜産係	家畜に係る技術の改善指導及び生産・流通対策、畜産環境保全、貸付牛、粗飼料等
	農林整備課	管理係	農用地・農業用施設の維持管理、土地改良財産の管理等
		耕地係	農業用施設の整備、農村集落環境の整備、農地保全、農地防災、農地・農業用施設の災害復旧、農用地の改良及び区画整理等
林務係		林業振興、林道・治山事業関係、森林保護、火入れ許可、鳥獣保護、入会林野整備等	
知 覧	茶業振興課 (知覧文化会館 内)	知覧茶振興係	茶業振興計画、茶の経営及び農業技術改善指導、出品対策、茶流通改善、産地ブランド確立、茶消費拡大対策、お茶文化等
知 覧	商工観光課	観光水産係	観光交流の振興、観光施設管理、イベント、水産業の振興等
		商工労働係	商工業・鉱業の振興、商工業団体、中小企業、雇用、ふるさと納税、消費生活相談等
知 覧	建設水道課	土木係	道路・橋りょう、河川及び港湾の整備、公共土木施設災害復旧、橋りょうの長寿命化、道路の改良要望等
		維持管理係	道路・河川・港湾の管理、道路・河川愛護、市道の認定・変更・廃止、港湾の長寿命化、道路・河川に係る要望・相談及び維持補修、公共土木施設災害復旧等

知 覧	建設水道課	水道業務係	水道下水道の開始中止受付、水道料金の算定徴収、公営企業会計事務等
		水道工務係	水道工事受付、水質検査、水道施設維持管理、公共下水道等維持管理等
知 覧	都市政策課	都市計画係	都市計画の総合的な企画調整、景観計画、都市災害復旧、防空壕、屋外広告物、土地利用協議等
		公園管理係	都市公園・普通公園の維持管理及び災害復旧、公園の使用許可等
		建築係	市有建物の設計・建築・営繕、建築確認申請等受付等
		市営住宅係	市営住宅の入退居・使用料の徴収・建築計画・維持管理等
	会計課	会計係	現金の収納保管、決算の調整、指定金融機関等
	議会事務局	議事係	本会議、会議録、委員会、全員協議会、議決事項の処理、議員の身分に関する庶務、関係条例・規則等の整備等
	監査委員事務局	監査係	定例監査、出納検査、決算審査等
	選挙管理委員会事務局	選挙係	選挙執行、選挙人名簿登録、選挙啓発等
顕 娃	農業委員会事務局	庶務係	農業委員会会議、農地所有適格法人、担い手農家、新規就農者等の支援、農業者年金制度等
		農地係	農地の売買・貸し借り、農地転用、遊休農地対策等
川 辺	教育総務課 (学校給食係は、学校給食センター内)	総務係	教育委員会会議、教育機関の委員等の任免・委嘱、学校施設管理、学校の統廃合等
		学校給食係	学校給食センター施設の維持管理、運営管理、献立作成、調理指導、食育指導、給食費会計の予算・経理等
	学校教育課	学務係	児童生徒の就学・転出入、学校教育関係行事の企画調整、教職員の服務管理等
		学校教育係	教育課程、生徒指導、保健指導、進路指導、教職員の研修等
川 辺	社会教育課 (文化振興係は、各文化会館内)	社会教育係	社会教育振興、社会教育委員の会議、社会教育団体育成指導、家庭教育支援、図書館(指定管理)業務統括等
		文化振興係	文化会館管理運営、文化団体育成、文化祭・文化事業等
		スポーツ推進係	スポーツ推進委員会、スポーツ関係団体の育成、生涯スポーツの指導・普及、レクリエーション、社会体育施設の管理運営、学校体育施設の開放等

顛娃支所

庁舎	課	係	主な取扱い業務
顛娃	顛娃支所	地域振興係	自治会関係、防災行政、定住促進、協働、観光振興、商工業等
		市民生活係	転入・転出・出生・死亡等の手続き、住民票・戸籍・印鑑登録等の各種証明、国民年金、パスポート、マイナンバーカード、ごみ処理、埋火葬及び改葬、狂犬病予防、不快害虫対策、石垣ごみ処理場、国民健康保険、診療報酬・保険給付関係、後期高齢者医療保険、各種健（検）診等の窓口業務等
		福祉係	援護関係、子ども医療費給付、児童手当、児童扶養手当、出生祝関係、保育所・認定こども園関係、ひとり親家庭等医療費助成、母子・寡婦・父子関係、障害者手帳、重度心身障害者医療費助成、障害者（児）自立支援給付、障害者虐待防止対策、自立支援医療費給付、特別障害者手当等、生活保護、介護保険関係、高齢者福祉関係、老人ホーム入所関係等
		建設水道係	道路・河川等の維持補修、公共土木施設災害復旧、市営住宅受付、水道の開始中止受付、水道料金の算定徴収等

知覧支所

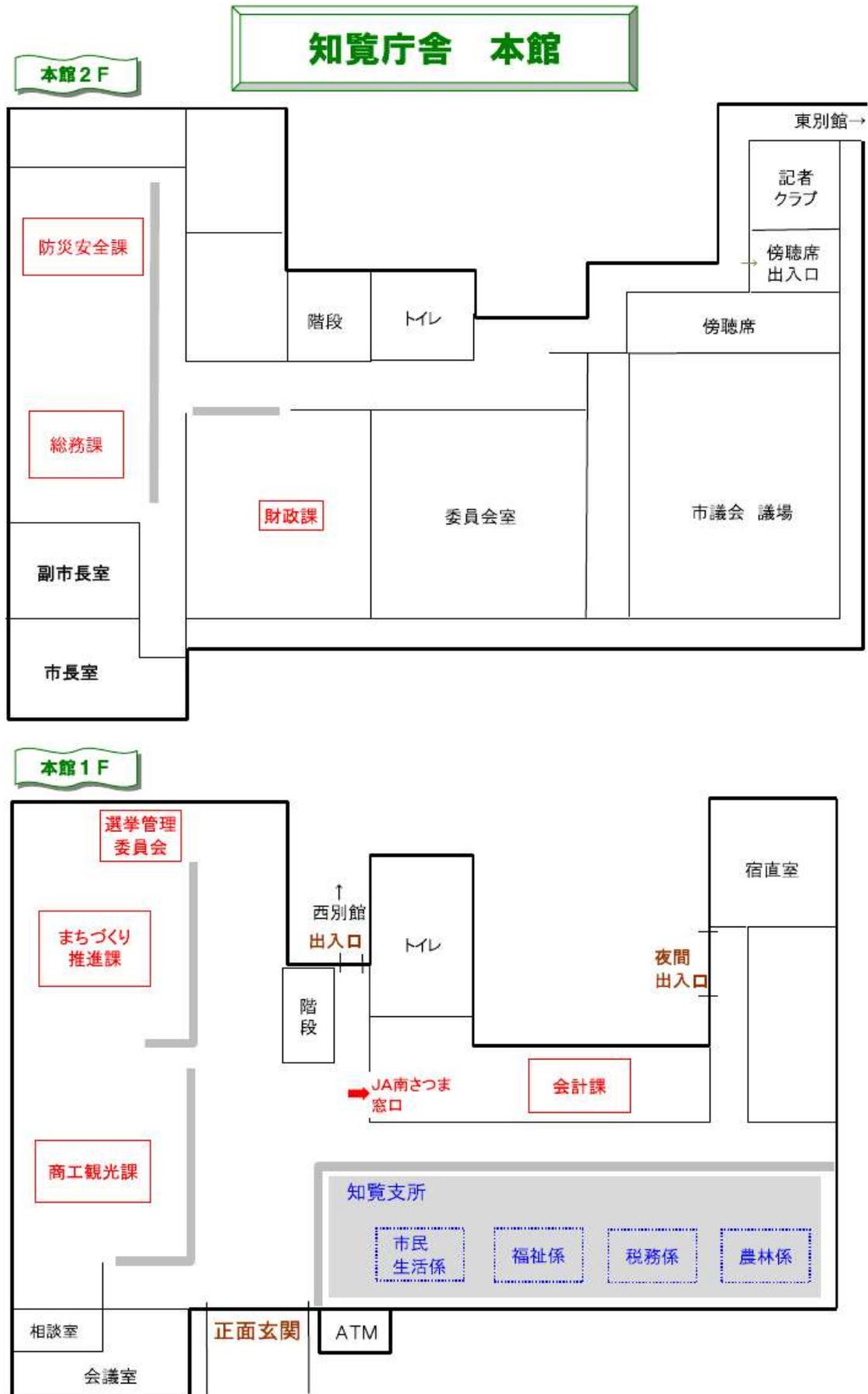
庁舎	課	係	主な取扱い業務
知覧	知覧支所	市民生活係	転入・転出・出生・死亡等の手続き、住民票・戸籍・印鑑登録等の各種証明、国民年金、パスポート、マイナンバーカード、ごみ処理、埋火葬及び改葬、狂犬病予防、不快害虫対策、国民健康保険、診療報酬・保険給付関係、後期高齢者医療保険等
		税務係	市税等の収納・賦課、税務証明等
		福祉係	援護関係、子ども医療費給付、児童手当、児童扶養手当、出生祝関係、保育所・認定こども園関係、ひとり親家庭等医療費助成、母子・寡婦・父子関係、障害者手帳、重度心身障害者医療費助成、障害者（児）自立支援給付、障害者虐待防止対策、自立支援医療費給付、特別障害者手当等、生活保護、介護保険関係、高齢者福祉関係、老人ホーム入所関係等
		農林係	農業振興、農産物処理加工施設の管理運営、農産物生産流通対策、環境保全型農業の推進、農業機械、鳥獣被害防止対策、畜産環境保全、農地用・農業用施設の維持管理・災害復旧、土地改良財産の管理、林業振興、森林保護、火入れ許可、鳥獣保護、農地の売買・貸し借り、農地転用、遊休農地対策、農地所有適格法人、農業者年金制度等

川辺支所

庁舎	課	係	主な取扱い業務
川 辺	川辺支所	地域振興係	自治会関係、防災行政、定住促進、協働、観光振興、商工業等
		税務係	市税等の収納・賦課、税務証明等
		農林係	農業振興、農産物処理加工施設の管理運営、農産物生産流通対策、環境保全型農業の推進、農業機械、鳥獣被害防止対策、畜産環境保全、農地用・農業用施設の維持管理・災害復旧、土地改良財産の管理、林業振興、森林保護、火入れ許可、鳥獣保護、農地の売買・貸し借り、農地転用、遊休農地対策、農地所有適格法人、農業者年金制度等
		建設水道係	道路・河川等の維持補修、公共土木施設災害復旧、市営住宅受付、水道の開始中止受付、水道料金の算定徴収等

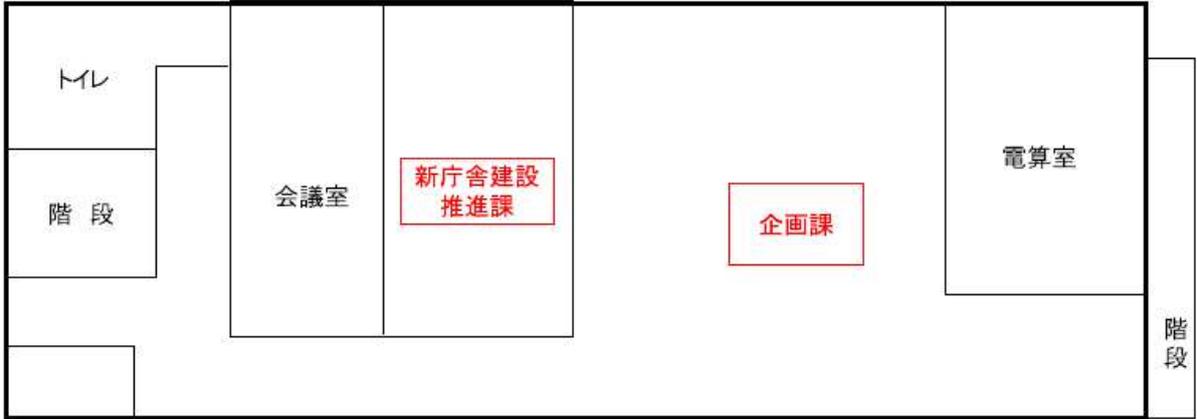
庁舎配置図

知覧庁舎



知覧庁舎 西別館

西別館 2 F



西別館 1 F

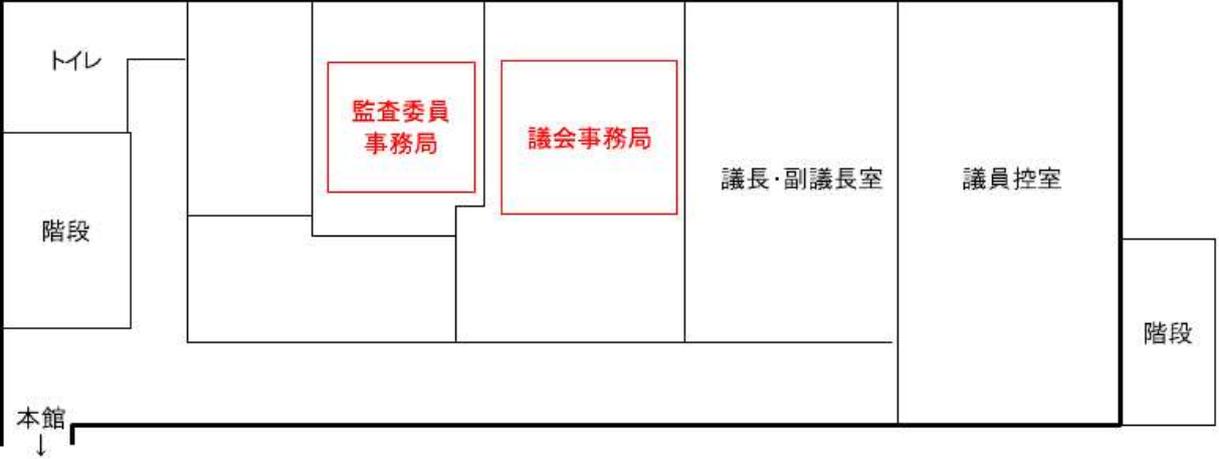


知覧庁舎 東別館

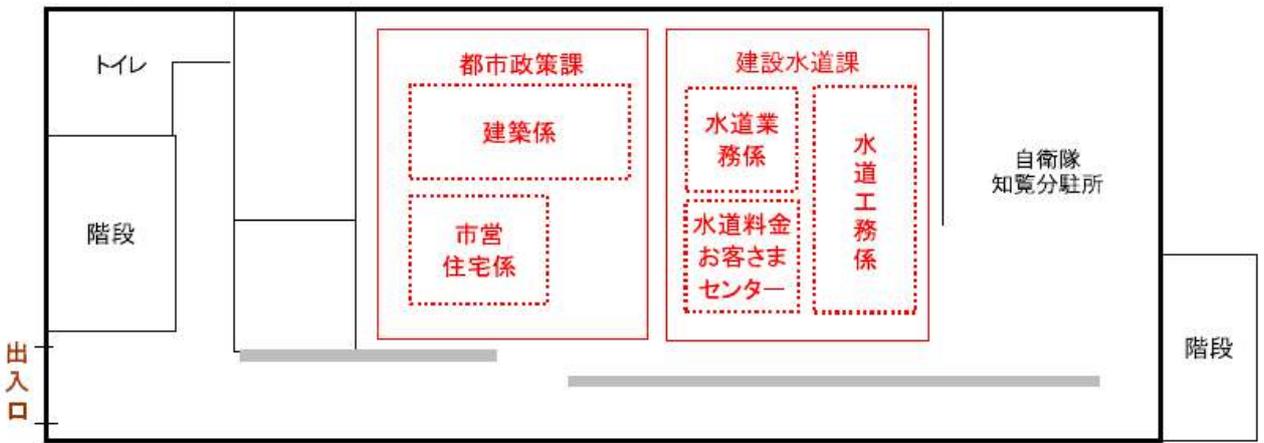
東別館 3 F



東別館 2 F

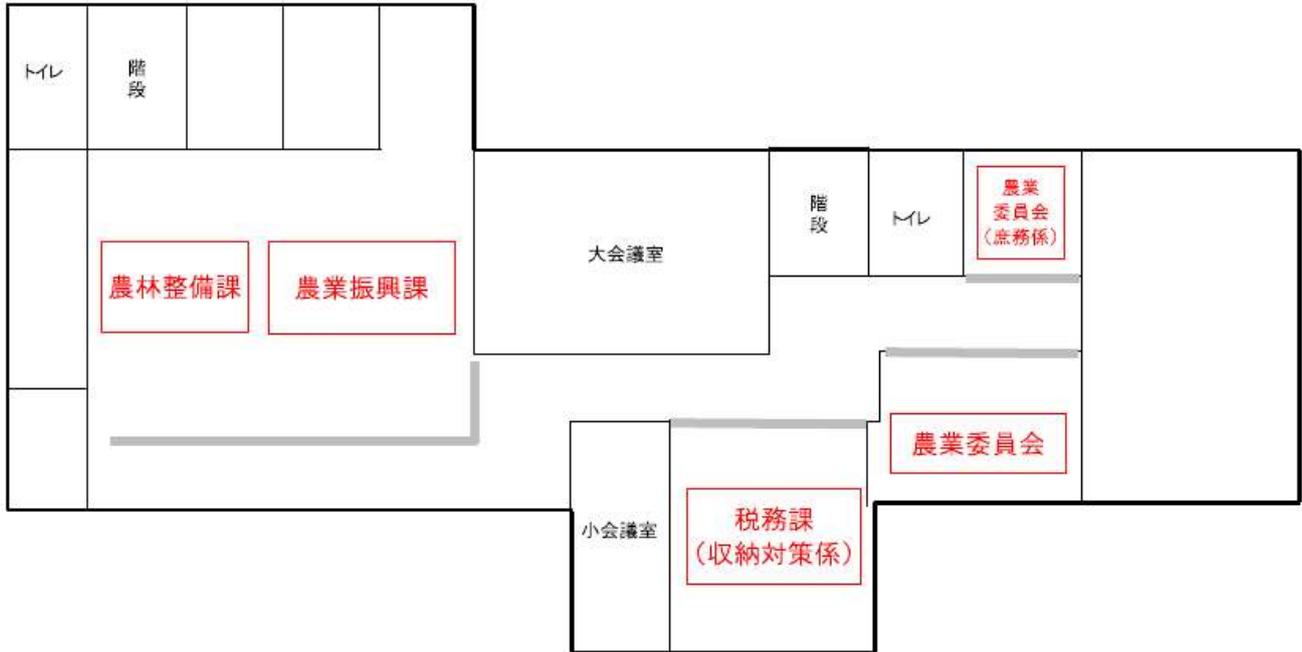


東別館 1 F

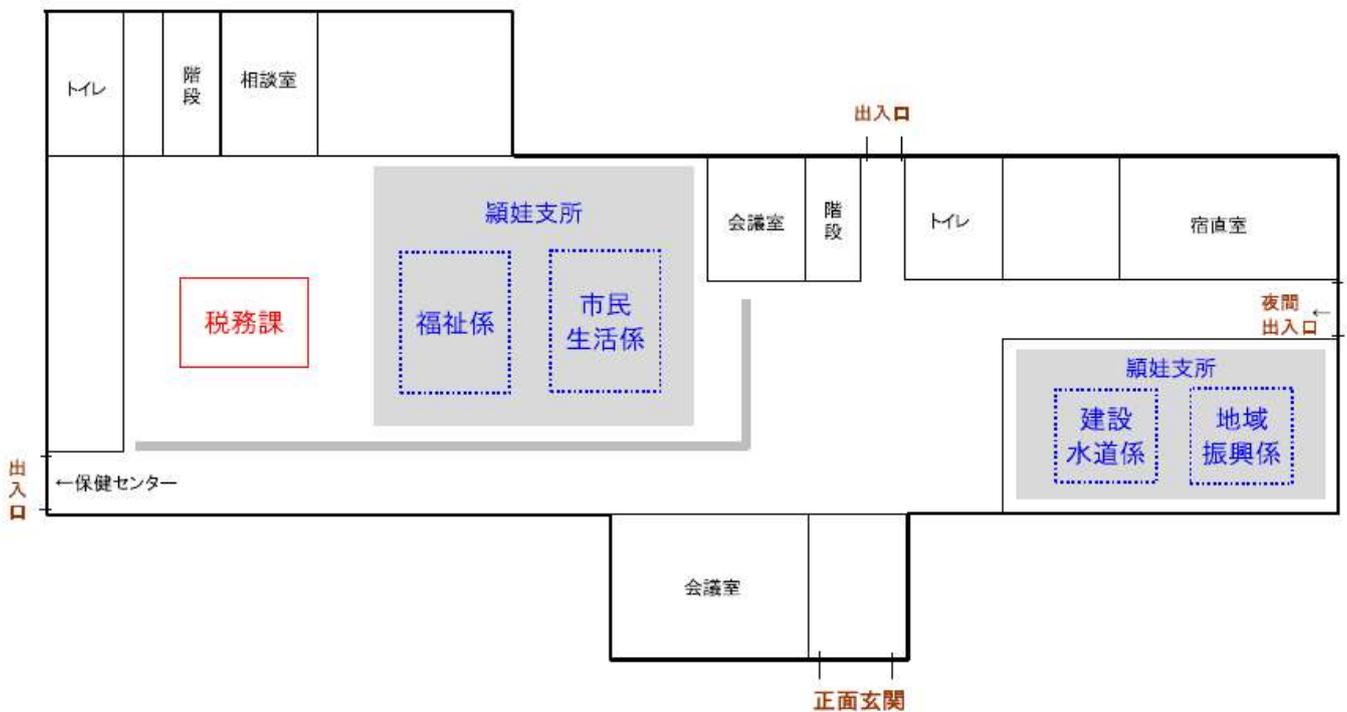


穎娃庁舎 本館

本館2F



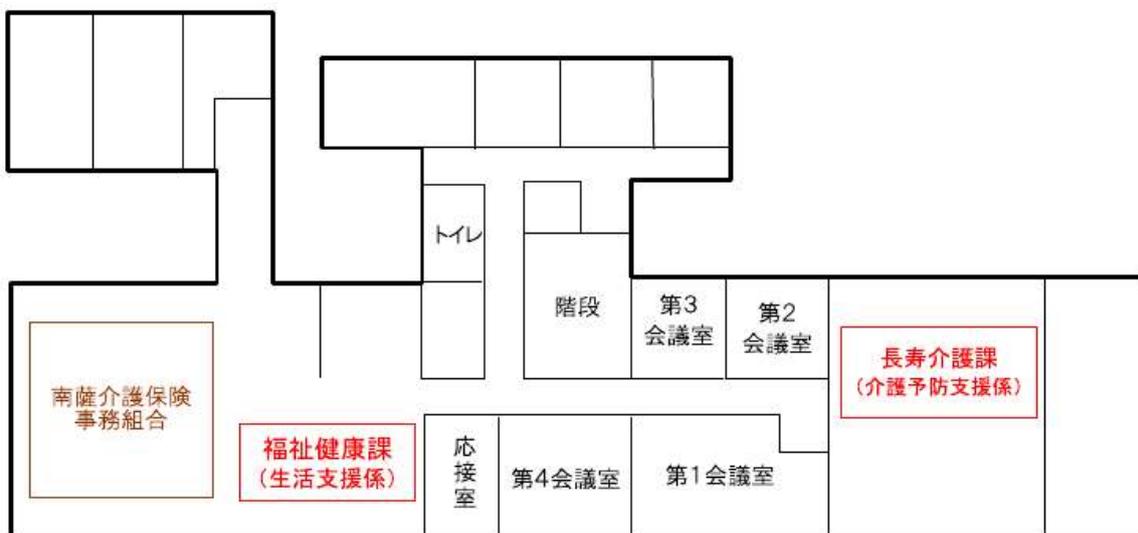
本館1F



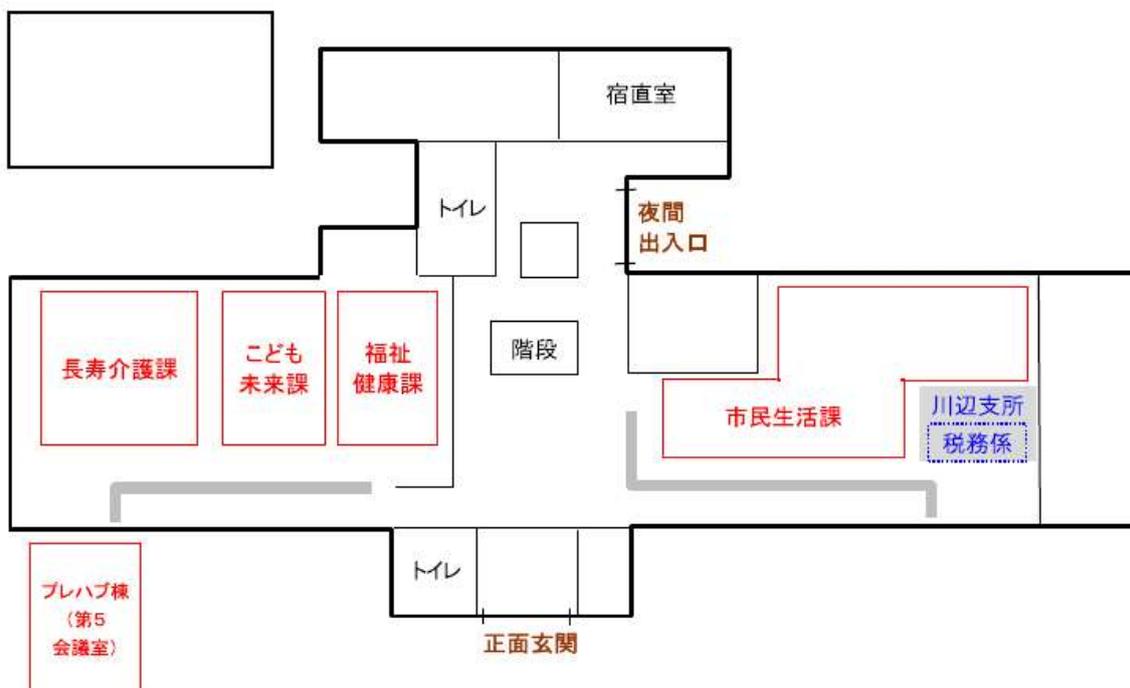
川辺庁舎

川辺庁舎 本館

本館2F

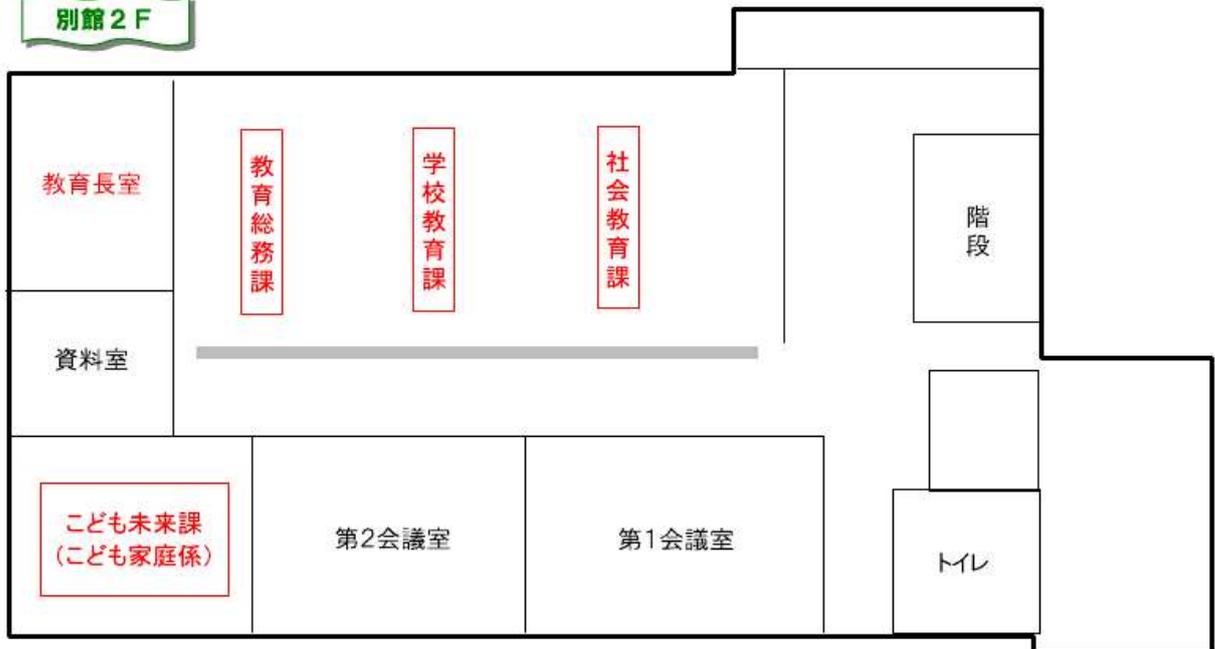


本館1F

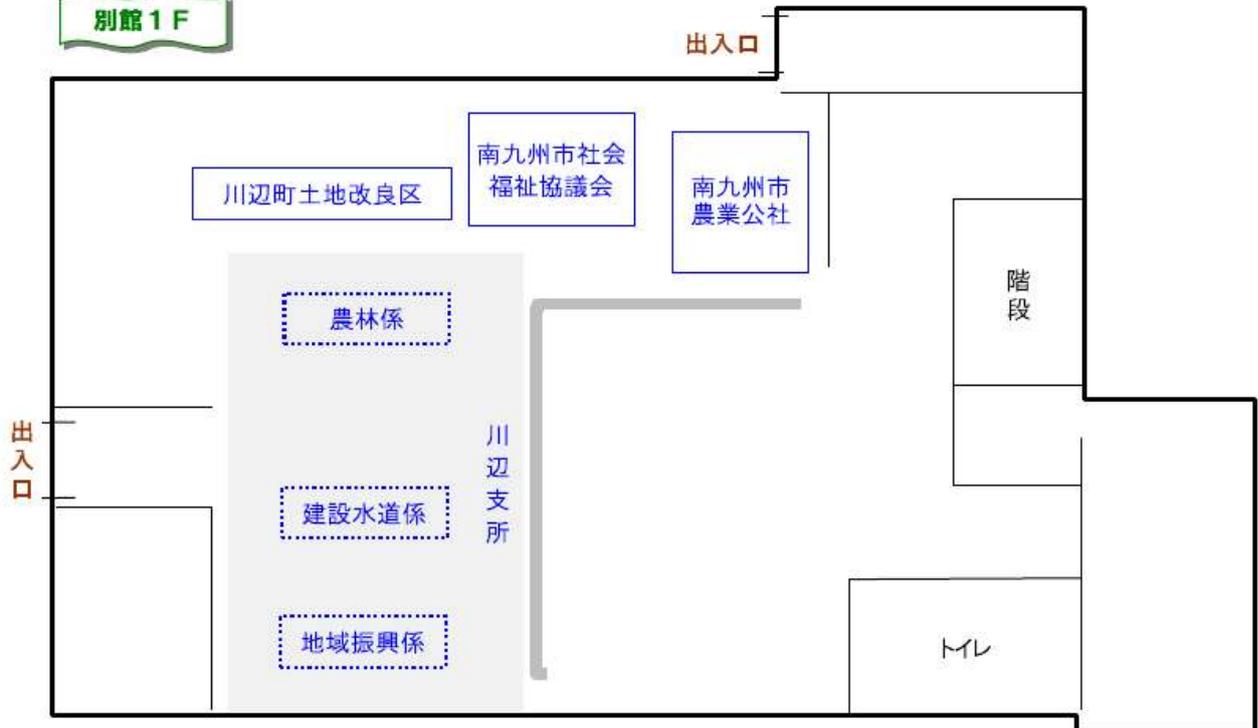


川辺庁舎 別館

別館2F



別館1F



○顕娃、知覧及び川辺庁舎以外にも、次の施設にそれぞれ関係のある課・係が配置されています。

施設名	課・係名
知覧特攻平和会館	歴史文化財課 知覧特攻平和会館係
ミュージアム知覧	歴史文化財課 文化財係
知覧保健センター	福祉健康課 健康推進係、こども未来課 おやこ保健係
顕娃農業開発研修センター	農業振興課 総合研修係
知覧文化会館	茶業振興課 知覧茶振興係
顕娃文化会館・知覧文化会館・marukawaホール（川辺文化会館）	社会教育課 文化振興係
学校給食センター	教育総務課 学校給食係

自治体DX

市HP



自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）

→企画課

自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、地方自治体が情報通信技術やデジタル技術を活用して、行政サービスの効率化、品質向上、新たな価値創出を目指す取り組みのことを指します。具体的には、各種申請手続きのオンライン化、公共施設の予約システムなどがあります。これにより、市民はいつでもどこでもサービスを利用でき、行政も効率的に業務を行うことが可能になります。自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）は、市民の利便性向上、行政の効率化、地域の活性化などを実現するための重要な取り組みです。しかし一方で、デジタルデバインド（情報格差）の解消や、ICTスキルの向上、組織文化の変革など、さまざまな課題を伴います。南九州市では、これらの課題を克服しながら、次世代の地方自治を目指していきます。

市LINE公式アカウント

防災無線情報・市政情報・イベント情報・お得な情報など役立つ情報を発信しています。受信設定を行うことで、セグメント配信（欲しい情報を設定する機能）により欲しい情報だけを受け取ることができます。写真を撮るだけで、ごみの分別方法が分かる『ごみ分別AI』やキーワードに対して生成AIが回答を示してくれる『おしえてAI』など、メニューの内容も充実しています。また、災害時・緊急時には、LINEを通して各種情報を発信していますので、ぜひご登録ください（受信設定時に「防災情報」を選択してください）。

市LINE公式アカウント



各種申請手続きのオンライン化

各種証明書の発行や水道分野・介護分野などスマートフォンからオンライン申請できる手続きを増やしています。時間や場所を選ばず、自分のタイミングで申請できます。

デジタル窓口



公共施設オンライン予約

スマートフォンやパソコンで公共施設の空き状況の確認、予約、使用料のキャッシュレス決済ができます。

対象施設一覧
顕娃運動公園
知覧平和公園
二松台公園
諏訪運動公園
顕娃文化会館
知覧文化会館
marukawaホール（川辺文化会館）
南九州市顕娃農村婦人の家
南九州市知覧農産物処理加工施設
南九州市川辺農業構造改善センター
知覧武家屋敷庭園 平山邸
各地区公民館

公共施設
オンライン予約



スマートフォン相談教室

日頃使用しているスマートフォンのお悩みはありませんか？スマートフォンに関する相談教室を各地区公民館で行います。3名以上の参加で実施いたしますので、お近くの地区公民館にお問い合わせください。

届出と証明

市HP
届出・証明



転入・転出等

→市民生活課

住民異動があったとき

お住まいの地域に関わらず、各庁舎で手続きができます。届出の際は本人確認を行いますので、本人と確認できる公的機関発行の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちください。また、代理人による届出の場合は委任状が必要です。

種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 (他市町村から市内へ)	転入した日から14日以内	・転出証明書(マイナンバーカードによる特例転入時を除く) ・マイナンバーカード(保持者)
転居届 (市内での住所変更)	転居してから14日以内	・国民健康保険資格確認書(保持者) ・マイナンバーカード(保持者)
転出届 (市内から他市町村へ)	転出の前後14日以内	・国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書(保持者) ・印鑑登録証(登録者)
世帯変更届(世帯合併・世帯分離及び世帯主変更等)	変更後14日以内	・国民健康保険資格確認書(保持者)

◎マイナポータルでの住民異動

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで「転出届の手続き」と「転入届(転居届)の手続きのための来庁予約」がオンライン申請できます。

戸籍の届出

→市民生活課

出生・死亡・婚姻・離婚等の届けをされるとき

お住まいの地域に関わらず、各庁舎で手続きができます。婚姻届・協議離婚・養子縁組・養子離縁届を出される際には、本人確認を行いますので、公的機関発行の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	父又は母	・出生届書(出生証明書) ・母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族・同居者の順で	・死亡届書(死亡診断書)
婚姻届	届出をした日から法律上の効力が発生します	夫及び妻	・婚姻届書
協議離婚	届出をした日から法律上の効力が発生します	夫及び妻	・離婚届書
裁判離婚	調停成立、裁判確定の日から10日以内	調停又は裁判の申立人	・離婚届書 ・調停調書又は審判判決の謄本と確定証明書
転籍届	届出をした日から法律上の効力が発生します	戸籍の筆頭者及び配偶者	・転籍届書

※令和6年3月1日から戸籍謄本の添付は原則不要になりました。

※この届の他「入籍届」「養子縁組届」「養子離縁届」「認知届」「分籍届」などがあります。

記入の仕方等、不明な点がありましたら気軽にお問い合わせください。

※氏名等に変更が発生した場合、マイナンバーカードの記載の変更が必要です。

※戸籍届書は休日及び閉庁時間も各庁舎宿直室で警備員が受け付けています。ただし、穎娃庁舎および川辺庁舎では、休日は午前8時30分から午後5時まで、平日は午後10時までの受付となります。（審査のうえ、後日照会する場合があります。）

印鑑の登録

→市民生活課

印鑑の登録申請をするとき

お住まいの地域に関わらず、各庁舎で手続きができます。

※以下のものは登録できません。

- ①氏名、氏若しくは名、又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの
- ②職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- ③ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ④印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、又は一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- ⑤印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑥市長が適当でないと認めるもの

1. 本人申請

種類	申請に必要なもの	処理期間
①本人であることを確認できる身分証明書をお持ちの場合	・登録する印鑑 ・本人確認のできる公的機関発行の顔写真付身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）	即日登録できます。
②本人であることを確認できる書面(保証書)をお持ちの場合	・登録する印鑑 ・本市に印鑑登録されている方の登録印を押した保証書	即日登録できます。
③本人であることを確認できるものがない場合	・本人確認のできる公的機関発行の身分証明書（健康保険の資格確認書等） ・登録する印鑑	数日かかります。 （「照会書」を本人宛に郵送し、本人の意志に基づくものであるか確認します。）

2. 代理申請

種類	申請に必要なもの	処理期間
代理人申請の場合	・登録する印鑑 ・委任状(任意の様式で可)又は代理人選任届（市役所窓口にあります。）	数日かかります。 （「照会書」を本人宛に郵送し、本人の意志に基づくものであるか確認します。）

3. 手数料

種類	手数料
印鑑登録証の交付	300円
再登録	300円

マイナンバーカード（個人番号カード）

→市民生活課

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、健康保険証としてのご利用やe-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等にもご利用いただけます。

◎申請方法



①郵送による申請

マイナンバーカードの交付申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

②スマートフォンによる申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

③パソコンによる申請

デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

※新生児は出生届と同時に申請できます。新生児の来庁は不要です。（顔写真は掲載されません）

◎交付方法



①市役所窓口での受け取り

市役所から郵送された交付通知書（はがき）に記載の必要書類を持って、期限までにご本人がお越しください。

②住所地での受け取り

市役所窓口で交付申請された方は、申請者本人が住所地にて受け取る「本人限定受取郵便」が利用できます。受取の際には、配達員に本人確認書類の提示が必要です。

◎手数料

手数料は無料です。（紛失等による再発行の場合は手数料が1,000円～2,000円かかります。）

◎証明書コンビニ交付

南九州市に住所登録されている方は、住民票の写し、印鑑登録証明書や所得課税証明書などを全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できます。利用する場合は、マイナンバーカードとカード取得時に設定した4桁のパスワードが必要です。

※15歳未満の方のマイナンバーカードを使用してのご利用はできません。

・利用時間 午前6時30分から午後11時まで（年末年始およびメンテナンス日を除く）

・手数料は、窓口と同額です。

※戸籍関係書類（戸籍謄本・附票・身分証明書など）はコンビニ交付の対象外です。

マイナンバーカードに記載されている住所や氏名に変更があった場合は、券面記載事項変更の手続き及び署名用電子証明書再発行の手続きが必要です。

住民基本台帳関係証明書

→市民生活課

住民票等をとるとき

お住まいの地域に関わらず、各庁舎で証明書の交付を受けられます。

申請されるときは本人確認（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書、パスポート等）が必要です。また、代理人が申請される場合は委任状が必要な場合があります。

※マイナンバーカードをお持ちであれば、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）でも取得できます。（住民票の写しのみ）

証明証の種類	手数料	備考
住民票の写し 又は除票	300円	世帯が別な方が請求されるときは委任状等が必要
住民票の 記載事項証明書	300円	世帯が別な方が請求されるときは委任状等が必要
戸籍附票の写し	300円	本人、配偶者、直系以外の方が請求されるときは、委任状が必要

印鑑登録証明書

→市民生活課

印鑑証明をとるとき

お住まいの地域に関わらず、各庁舎で証明書の交付を受けられます。

申請される時は印鑑登録証（カード）をお持ちください。

手数料は1通300円です。

※代理人申請の場合は、住所、氏名、生年月日が正しく確認できなければ発行できません。

※マイナンバーカードをお持ちであれば、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）でも取得できます。

戸籍関係証明書

→市民生活課

お住まいの地域に関わらず、各庁舎で証明書の交付を受けられます。

本人確認（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）が必要となります。

戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の親族以外の方が申請する時は委任状が必要です。

証明書	手数料（1通）
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）※	450円
戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	450円
戸籍記載事項証明	350円
除籍全部事項証明（除籍謄本）※	750円
除籍個人事項証明（除籍抄本）	750円
戸籍届出受理証明	350円
身分証明書	300円

※戸籍証明書の広域交付について

戸籍に記載された本人、その配偶者、父母、祖父母などの直系尊属、および子、孫などの直系卑属が市区町村窓口で請求する場合に限り、本籍地以外の市区町村でも交付を受けることができるようになりました。

交付できるものは戸籍の謄本であり、抄本やコンピュータ化されていない戸籍等は、広域交付の対象となりません。

自動車の臨時運行許可

→市民生活課

自動車の新規登録又は回送を行う場合などに、国土交通省各運輸支局や市役所で許可を受けることにより特例的に運行ができるよう「臨時運行許可制度」が設けられています。手数料は1車両につき750円です。



旅券（パスポート）の申請・交付

→市民生活課

南九州市に住民登録している方が手続きできます。

◎申請に必要な書類（紙の申請書を使った申請）

- ①一般旅券発給申請書 1通（各庁舎に備えてあります。）
- ②戸籍謄本（不要な場合あり）1通（発行日から6か月以内のもの）
- ③写真（縦4.5cm×横3.5cm）1通（できるだけ写真店でパスポート用として撮影してください。）
- ④本人確認のための書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート（失効後6か月以内）等）
- ⑤前回取得した旅券（旅券の更新の場合に必要）

※マイナンバーカードを利用したオンライン申請も可能です。詳しくは市HPをご覧ください。

◎手数料（紙の申請書を使った申請） ※オンライン申請の場合は、手数料が異なります。

一般旅券	有効期限	申請時の年齢	収入印紙	鹿児島県収入証紙	合計
	10年	18歳以上	14,000円分	2,300円分	16,300円分
	5年	12歳以上	9,000円分	2,300円分	11,300円分
	5年	12歳未満	4,000円分	2,300円分	6,300円分

※鹿児島県収入証紙は、南九州警察署内等、収入印紙は郵便局等で販売しています。



国民健康保険

→市民生活課

国民健康保険について

①制度の概要

◎国民健康保険（国保）とは

国民健康保険は、他の医療保険制度に加入していない方が、病気やけがをしたときに安心して治療を受けられるよう、みんなで助け合うことを目的にした制度で、被保険者の皆さんが負担する保険税等によって運営されています。

◎国民健康保険に加入する人

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合等）に加入している人とその扶養家族や、生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度に加入している人以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

②資格確認書、資格情報のお知らせ

資格確認書、資格情報のお知らせは、国民健康保険の被保険者であることを証明するものであり、病気やけが等でお医者さんにかかるときに必要なものです。受診されるときに提示してください。

③70歳以上の方の自己負担割合

70歳以上になるとお医者さんにかかったときの一部負担金の割合や高額になったときの限度額が見直されます。70歳になる人には、一部負担割合が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付されます。誕生日の翌月（誕生日が月の初日であるときはその月）から使用できます。

★一部負担割合等は所得に応じて決まりますので、必ず所得の申告を行いましょう。

④届出

お住まいの地域にかかわらず、各庁舎で手続きができます。

次のようなときは、マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーがわかる書類と本人確認書類をお持ちのうえ、必ず14日以内に届出をしてください。

ア. 国民健康保険に加入するとき

こんなとき	必要なもの
他市町村から転入したとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でない証明書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入する	在留カード

★加入の届け出が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただくことになります。

イ. 国民健康保険を喪失するとき

こんなとき	必要なもの
他市町村に転出するとき	マイナ保険証または資格確認書
職場の健康保険に入ったとき	マイナ保険証または国保と職場の資格確認書
職場の健康保険の被扶養者になったとき	マイナ保険証または国保と職場の資格確認書
国保の被保険者が死亡したとき	マイナ保険証または資格確認書、死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	マイナ保険証または資格確認書、保護開始決定通知書
外国籍の人が脱退するとき	マイナ保険証または資格確認書、在留カード

★喪失の届け出が遅れると、国保から支払われた医療費をあとで返していただくことがあります。

ウ.その他

こんなとき	必要なもの
市内で住所が変わったとき	マイナ保険証または資格確認書
世帯主や氏名が変わったとき	マイナ保険証または資格確認書
世帯分離又は合併したとき	マイナ保険証または資格確認書
国民健康保険資格確認書をなくしたとき	身分を証明するもの（運転免許証など）
修学で市外に住所を定めるとき	マイナ保険証または資格確認書、在学証明書
75歳に到達し後期高齢者医療制度の対象となったとき	特に手続きは必要ありません。 資格確認書が送付されてきます。
65歳から74歳の一定の障害のある方で後期高齢者医療制度の被保険者になったとき	マイナ保険証または資格確認書 (後期高齢者医療制度加入には障害の程度を証明する書類)

国民健康保険で受けられる給付

①療養の給付

病気やケガをしたとき、マイナ保険証または資格確認書により、保険医療機関・保険薬局（病院・診療所・薬局）で、診察や調剤等の必要な医療を受けるときの自己負担割合は、年齢や所得等によって次のようになります。

義務教育就学前まで	： 2 割
義務教育就学後から70歳未満	： 3 割
70歳以上75歳未満	
一般、低所得者Ⅰ・Ⅱ	： 2 割
現役並みの所得者	： 3 割

②療養費

旅行時等にマイナ保険証等を持参せず、病気やケガをして医療機関で受診した場合、医療費の全額を一旦支払わなければなりません。保険係に証拠書類と領収書を添えて申請すれば、保険給付の範囲内で一部負担金との差額が療養費として支給されます。また、医師が必要と認めたコルセット等の治療用装具を購入した場合も申請により療養費が支給されます。

③高額療養費

医療費の一部負担金が高額になった場合、保険係に申請すれば、その世帯の所得に応じて設定されている自己負担限度額と一部負担金（入院時の食事代等は除く。）との差額が高額療養費として支給されます。

④高額医療・高額介護合算療養費

毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、基準額を超えた場合にその超えた額を支給します。基準額は世帯員の年齢構成や所得区分に応じて設定されています。

⑤入院時の食事代の減額認定

マイナ保険証をお持ちでない方で、住民税非課税世帯の方は保険係に申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関へ提示すれば、入院時の食事代の負担額が減額されます。また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていない場合、入院が始まった翌月以降に申請されたときは、申請が遅れた理由がやむを得ないと認められれば、遡って食事代の差額支給の申請をすることができます。

⑥出産育児一時金

被保険者が出産した場合、1出産児（妊娠4か月以上の流産・死産を含む。）につき48万8千円を世帯主に支給します。（産科医療補償制度加入分娩機関で分娩した場合、1万2千円加算します。）

⑦葬祭費

被保険者が死亡したとき、1死亡者につき2万円を喪主の方に支給します。

⑧交通事故や他人の犬猫にかまれた場合等によるケガ

第三者の行為によって受けたケガの治療費は、加害者が負担すべきものです。しかし、その賠償が遅れたりするときなどは、国保で治療を受けること（一時立替）ができます。

国保で治療を受けるときは必ず保険担当係に連絡し、「第三者行為による傷病届」等を提出してください。

⑨けんかや泥酔によるケガ

故意の犯罪行為や故意の事故、けんかや泥酔によるケガ、医師や保険者の指示に従わなかったとき等の治療費は、原則として国保の給付はできません。

国民健康保険税について

→税務課

①国民健康保険税とは

国民健康保険税は、医療費の支払いなど国民健康保険事業に必要な費用に使うことを目的とした税金で、支払われる医療費などの増減によって税率が変わります。

また、加入している一人ひとりが税金を納めるのではなく、加入している方が属する世帯主が納税義務者となります。

②国民健康保険税の税額

◎賦課方式

- 保険税は、
1. 前年の所得に対して賦課する『所得割』
 2. 被保険者の人数に対して賦課する『均等割』
 3. 1世帯当たりに対して賦課する『平等割』を合算した額となります。

なお、40歳から64歳までの方については、介護納付金分が別途加算されて賦課されます。税率・税額については、別途ガイドブックにてお知らせします。

◎徴収方法

1. 普通徴収：納付書または口座振替により、7月から翌年2月までの8期で納めていただきます。
2. 特別徴収：年金から直接引き落とすことにより、4月から翌年2月までの6期で納めていただきます。

国民健康保険の助成事業

①人間ドック補助

国保の被保険者で加入期間が引き続き1年以上ある30歳以上の方は、2万5千円以内の補助が受けられます。ただし、検査項目は規定項目をすべて満たし、検査結果の情報提供に同意すること、同じ年度内で特定健康診査（情報提供含む）を受診しないこと、また市税等の滞納がないことが条件になります。申請は、受診予定日から2週間程度の余裕をみて、必ず前日までに行ってください。

特定健康診査・特定保健指導

①特定健康診査とは

特定健康診査とは、厚生労働省により平成20年4月から実施が義務づけられた、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。

特定健診の対象者は、実施年度中に40歳から74歳までになる方で、本市の国民健康保険の資格を4月1日から引き続き有している方です。（妊婦と厚生労働大臣が定める一部の者を除く）※南九州市では、30歳から39歳までの方も特定健康診査と同じ内容の健診を受けられます。

②特定保健指導

→福祉健康課

健診結果により生活習慣病の発症リスクなどから、3つのグループ「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化され、医師・保健師・管理栄養士などの専門家がプログラムに沿って生活習慣病のリスクの数に基づき優先順位をつけて保健指導を行います。（すでに治療中で服用中の者を除く）

後期高齢者医療制度

→市民生活課

75歳以上（一定の障害のある方で後期高齢者医療の被保険者として認定を受けている方は65歳以上）の方は「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

①対象となるとき

75歳の誕生日から対象となります。

また、65歳から74歳までで一定の障害のある方も対象となります。（別途手続きが必要ですが、任意加入であり強制加入ではありません。）

②医療を受けるとき

医療機関窓口で「マイナ保険証または資格確認書」を提出してください。

窓口では、医療費の1割を負担します。ただし、一定以上の所得がある方は、医療費の2割または3割を負担します。

③療養費

急病等でマイナ保険証または資格確認書を持たずに診療を受けたときなどは、医療費を一旦全額自己負担することになりますが、後日、申請により保険で認められた部分の払い戻しが受けられます。また、医師が必要と認めたコルセット等の治療用装具を購入した場合も申請により支給されます。

④高額療養費

1か月に医療機関に支払った額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として支給されます。

⑤高額医療・高額介護合算療養費

毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、基準額を超えた場合に、その超えた額を支給します。基準額は世帯の所得区分に応じて設定されています。

⑥入院時の食事代の減額認定

マイナ保険証をお持ちでない方で、住民税非課税世帯の方は保険係に申請し、「限度区分が併記された資格確認書」の交付を受け、医療機関へ提示すれば、入院時の食事代の負担額が減額されます。

また、「限度区分が併記された資格確認書」の交付を受けていない場合、入院が始まった翌月以降に申請されたときは、申請が遅れた理由がやむを得ないと認められれば、遡って食事代の差額支給の申請をすることができます。

⑦葬祭費

被保険者が死亡したとき、1死亡者につき2万円を、喪主の方に支給します。

⑧交通事故や他人の犬猫にかまれた場合など

第三者の行為によって受けたケガの治療費は、加害者が負担すべきものです。しかし、その賠償が遅れたりするときなどは、後期高齢者医療保険で治療を受けること（一時立替）ができます。

後期高齢者医療保険で治療を受けるときは必ず保険担当係に連絡し、「第三者行為による傷病届」等を提出してください。

⑨保険料

→税務課

保険料額は、制度を運営している鹿児島県後期高齢者医療広域連合が決定します。

保険料を算出するための「均等割額」と「所得割率」は、2年ごとに見直され、別途ガイドブックにてお知らせします。

介護保険

介護保険について

→長寿介護課

加入対象者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）です。

◎介護度を決定する大まかな認定基準

要支援1	日常生活については、ほぼ自立しているが、何らかの支援を要する状態
要支援2	日常生活の能力が低下し、部分的な介助が必要となる状態 (重い認知症もなく、心身の状態も安定しており社会的支援を要する状態)
要介護1	日常生活の能力が低下し、部分的な介助が必要となる状態 (心身の状態が不安定であるか、認知症などにより部分的な介助を要する状態)
要介護2	日常生活の一部又は全般に介助・見守りが必要となる状態
要介護3	日常生活の全般に全面的な介助と見守りが必要となる状態
要介護4	全面的な介助又は特別な配慮や見守りが必要となる状態
要介護5	自力での食事、意思の伝達もできにくい状態
非該当(自立)	上記に該当せず、介護が必要と認められない

◎介護度に応じて受けられるサービス及びサービスの種類については、47～49ページをご覧ください。

介護保険料について

→税務課

◎第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

所得に応じて決められた保険料を特別徴収（年金からの天引き）あるいは、納付書又は口座振替（普通徴収）で市に納付していただきます。

なお、普通徴収の納期については、8期（7月～翌年2月）となります。

保険料については、「介護保険利用のてびき」でお知らせします。

◎第2号被保険者（40歳から64歳までの方）の保険料

国民健康保険や職場の健康保険等、加入している医療保険ごとの算定方式で定められ、医療保険料と合わせて納めます。このうち国民健康保険に加入されている方については、国民健康保険税の算定の中で「介護納付金分」として別途加算された保険料を納めていただいています。

国民年金

→市民生活課

国民年金のしくみ

国民年金は、すべての国民を対象として老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上を図るものです。

国民年金の加入者

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金の加入者です。

国民年金の被保険者は、次の3種類に区分されます。

◎第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業・農業等の方とその配偶者又は学生、アルバイト、無職の方

○保険料：日本年金機構から送付される納付書により、金融機関やコンビニエンスストア等で個別に納めます。

◎第2号被保険者…厚生年金の被保険者及び共済組合等の組合員又は加入者

○保険料：厚生年金や共済組合から国民年金制度に対して拠出金として支払われますので、個別に納付する必要はありません。

◎第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

○保険料：配偶者が加入している年金制度全体で負担しますので、個別に納付する必要はありません。

国民年金の届出

国民年金の被保険者(受給者)は、次のいずれかに該当するようになったときは、速やかに届出が必要です。

※厚生年金、共済年金に加入した時の国民年金喪失の手続きは不要です。(自動的に喪失します)

項目	内容	主に必要なもの
加入する 国民年金に するとき	会社を辞めたとき	マイナンバーカード又は基礎年金番号が分かるもの・資格喪失証明書
	会社員である配偶者の扶養からはずれたとき	マイナンバーカード又は基礎年金番号が分かるもの・資格喪失証明書
	任意加入するとき	マイナンバーカード又は基礎年金番号が分かるもの・預金通帳又はキャッシュカード・通帳届出印
その他	保険料納付が困難なとき	マイナンバーカード又は基礎年金番号が分かるもの・離職票又は雇用保険受給資格者証、学生は学生証又は在学証明書
	出産する・したとき	マイナンバーカード又は基礎年金番号が分かるもの・母子健康手帳など
	年金を請求するとき	マイナンバーカード又は基礎年金番号が分かるもの・配偶者の年金手帳(証書)・預金通帳・戸籍謄本・住民票・所得証明書
	死亡したとき	マイナンバーカード又は基礎年金番号がわかるもの・年金証書・預金通帳・戸籍謄本・住民票など ※戸籍謄本等については不要な場合あり

国民年金の納付

◎保険料

国民年金の保険料は定額です。

定額部分に400円上乗せする付加保険料もあります。

◎納付の方法

郵便局・銀行・指定されたコンビニエンスストアでの納付のほか、スマートフォンのアプリや「ねんきんネット」を利用した納付方法もあります。

また、毎月窓口に納めに行く手間のかからない「口座振替」や一定の割引がある「前納」の制度もあります。

老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除期間を合算して10年以上(※)あると、65歳から老齢基礎年金が受けられます。

※2017年8月1日から受給資格期間が25年以上から10年以上に短縮されました。

障害基礎年金

国民年金加入中の病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の病気やけがが等で国民年金法に定める障害等級表の1級または2級の障害の状態になった場合に受けられます。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、被保険者又は老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したときに、死亡当時生計維持関係にあった子のある妻、又は子に支給されます。

寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が年金を受けないで死亡した場合に、死亡当時生計維持関係にあり、10年以上婚姻期間があった妻に、60歳から65歳まで支給されます。

妻が受取る年金額は、夫の第1号被保険者期間に応じて計算された老齢基礎年金額の4分の3になります。

死亡一時金

死亡一時金は、3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、死亡当時生計維持のあった遺族に支給されます。

保険料の免除制度

保険料免除は、法に定められている要件に該当すれば当然に免除される法定免除と、被保険者からの申請に基づいて厚生労働大臣が承認する申請免除があります。

納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者（学生を除く）で、経済的理由等により保険料納付が困難な方で、本人と配偶者の前年度の所得が一定以下の場合は、納付が猶予されます。

学生納付特例制度

第1号被保険者である高等学校・高等専門学校・大学・大学院・短期大学・各種専門学校などの学生は、本人の前年所得が一定以下であれば申請することにより保険料納付が猶予されます。

免除及び学生納付特例の手続き

本市お住まいの地域にかかわらず、各庁舎で手続きができます。

国民年金基金

第1号被保険者の方で、基礎年金に独自の年金を上積みして国民年金より手厚い給付を行うことを目的とした制度です。詳しくは、県国民年金基金へお問い合わせください。

(フリーダイヤル：0120-65-4192)

産前産後期間の保険料免除制度

第1号被保険者が出産した際に、その出産前後の一定期間の保険料については納付を要せず、当該期間が所得の有無にかかわらず保険料納付済期間に算入されます。

※出産予定日の6か月前から届出ができます。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

羊 地方税

市HP
税金



→税務課

個人市県民税

個人市県民税とは？

市町村や都道府県の仕事は、住民のみなさんの日常生活に直接結びついた身近なものばかりです。そのために必要な費用は、そこに住むみなさんに負担してもらうことが地方自治にとって望ましいことから設けられた税金です。

市民税と県民税は、納税者や税額計算のもととなる所得金額などが同じため、納税者が便利なように市で県民税も合わせて課税し、一括して納めてもらう制度になっています。

納税義務者

- ① 1月1日現在で、南九州市内に住所がある方（その後、転出や亡くなられた方を含む）
- ② 1月1日現在で、南九州市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷を持っている方（均等割のみ）

税率

	市民税	県民税
均等割	3,000円	1,500円
所得割	6%	4%

※R6年度から市県民税と併せて森林環境税（国税）が年額1,000円課税されています。

市県民税の非課税について

- ①市県民税の均等割も所得割も課税されない方
 - ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
 - ・障害者、未成年者、ひとり親・寡婦で、前年の合計所得が135万円以下の方
 - ・前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方
 $28万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養者親族数} + 1) + 10万円 + 16.8万円$ ※
※16.8万円は扶養親族を有する場合のみ加算されます。
- ②市県民税の所得割が課税されない方
前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養者親族数} + 1) + 10万円 + 32万円$ ※
※32万円は扶養親族を有する場合のみ加算されます。

納期

- ①普通徴収・・・6月・8月・10月・12月の年4回
- ②特別徴収（給・・・6月から5月までの年12回
- ③年金特別徴収・・・年金からの引き落としとして年6回（老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方を対象に公的年金等に係る所得に対する税部分のみ）

法人市民税

→税務課

法人市民税とは？

法人市民税は市内に事務所や事業所等がある法人等にかかる税で、個人市県民税と同様に法人の規模に応じて納める均等割と、法人等の利益に応じて納める法人税割とがあります。

納税義務者

法人市民税の納税義務者は次のとおりです。

- ①市内に事務所や事業所などを有する法人
- ②市内に寮、保養所等を有する法人で、市内に事務所や事業所を有しないもの
- ③市内に事務所や事業所等を有する公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業を行うもの

申告と納税

法人市民税を納める法人等が、自ら均等割額と法人税割額を申告し納めます。

税率

- ①均等割
その事業年度に事務所や事業所等を有していた月数を乗じた額を12で除して算出します。
- ②法人税割
税率は6.0%です。

納期

法人市民税の納期については次のとおりです。

- 確定申告 事業年度終了後2か月以内
- 予定・中間申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内

固定資産税

→税務課

固定資産税とは？

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に、土地、家屋、償却資産を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

- ◎固定資産税の対象になるもの
土地、家屋、償却資産

◎固定資産に変動があった場合は次の手続きを行ってください。

このようなとき	必要な手続き
①納税義務者が市外に転出されたとき	新送付先を連絡
②納税義務者が亡くなったとき	「相続人代表者指定届」を提出
③土地の現況を変えたとき	「地目変更届」を提出
④家屋を取壊されたとき	「滅失届」を提出
⑤災害で損壊を受けたとき	「減免申請書」を提出

納税義務者

固定資産税を納める方は、原則として次の固定資産の所有者です。
土地、家屋、償却資産

固定資産課税台帳の縦覧制度、閲覧

- ①縦覧 …… 固定資産税の縦覧制度は、納税者の皆さんが自己資産とほかの資産の価値との比較を通じて自己の資産の価格が適正であるかを確認するための制度です。
- ②固定資産台帳の閲覧 …… 固定資産を所有している方は、縦覧期間中の課税台帳の閲覧は無料
- ③審査の申出 …… 固定資産税の価格に不服がある場合は、固定資産税台帳に価格等を登録した日（原則縦覧開始日）から納税通知書を受取後3か月までの間に、南九州市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

固定資産税の軽減と免税点

- ①住宅用地に対する課税標準の特例
200㎡までは土地の課税標準額を6分の1に、残りの部分を3分の1にします。
(居宅の床面積の10倍まで)
- ②宅地の税負担の調整措置
宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地は前年度課税標準額に評価額の5%を加える方式で税負担を上昇させることによって負担水準の均衡化を図っています。
- ③免税点
市町村の区域内に同一人物が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。
土地・・・30万円、家屋・・・20万円、償却資産・・・150万円

税額の算定

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

- ①課税標準額
原則として、固定資産税課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は課税標準額は価格よりも低く算定されます。
- ②据置措置
土地、家屋については、原則として価格を3年間据置き、3年ごとに見直し（評価替え）を行います。
- ③償却資産の申告制度
償却資産については、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただき、これに基づき毎年評価し、その価格を決定します。

軽自動車税（種別割・環境性能割）

→税務課

軽自動車税（種別割）

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者が納める税金です。

納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、南九州市内で軽自動車等を所有または使用している方です。

課税免除

身体障害者手帳等の交付を受けている方で一定の要件に該当する方が、軽自動車等を所有する場合に申請できます。

詳しくは、税務課へお問い合わせください。

※普通自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免はできません。

税額

車種	排気量等	税額
原動機付自転車	50cc以下又は定格出力0.6KW以下（ミニカーを除く）	2,000円
	50ccを超え125cc以下かつ最高出力4.0KW以下（新基準原付）	2,000円
	50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6KWを超え0.8KW以下のもの	2,000円
	90ccを超えるもの又は定格出力0.8KWを超えるもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円
軽自動車	2輪車（125ccを超え250cc以下）	3,600円
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

車種	税率（年額）				
	初度検査年月が H27年3月31日以前	初度検査年月が H27年4月1日以降	初度検査年月から 13年を経過		
3輪	3,100円	3,900円	4,600円		
4輪 以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

軽自動車等の届出

①原動機付自転車・小型特殊自動車

原動機付自転車及び小型特殊自動車を取得された方は15日以内に、また廃車等された方は30日以内に届け出てください（廃車される際、ナンバープレートがない場合は、弁償金400円が必要です。）。盗難にあった場合は、警察署に届けた期日・届出警察署名・受理番号が必要です。

②3・4輪の軽自動車及び軽2輪（125ccを超え250cc以下）

鹿児島県軽自動車協会（☎099-261-4011）へお尋ねください。

③2輪の小型自動車（250ccを超えるもの）

鹿児島運輸支局登録部門（☎050-5540-2089）へお尋ねください。

旧町のナンバープレート

旧穎娃町・旧知覧町・旧川辺町で交付されたナンバープレートは、そのまま引き続きお使いいただけます。

その他の税

→税務課

その他の税として「市たばこ税」・「鉱産税」等があります。

納入方法

→税務課

納入方法

市の税金を納めていただく方法は、各金融機関（市役所内公金取扱所含む）及びコンビニエンスストアで納付書による納付と指定した預（貯）金口座から自動的に振り替えて納める口座振替のほかスマホ決済アプリ（Pay Pay 請求書払い等）があります。

税の種類		納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人 の 市 県 民 税	普通 徴収			第1期		第2期		第3期		第4期			
	特別 徴収	6月から翌年5月まで（12か月）											
法人市民税		事業年度終了後2か月以内（確定申告） 事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内（中間申告）											
固定資産税		第1期		第2期		第3期		第4期					
軽自動車税		全期											
国民健康 保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期		
介護保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期		
後期高齢者 医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期		

※個人の市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、年金からの引き落とし（特別徴収）もあります。

口座振替

口座振替日は、納付月の23日（土・日・祝日の場合は、翌営業日）です。もし振替不能となった場合（引き落としできなかったとき）は、翌月の5日に再度引き落としの手続きを行いますので、残高等の確認をお願いします。

口座振替申し込みの手続き

◎受付：預（貯）金口座のある次の取扱金融機関で受付いたします。

取扱金融機関	
南さつま農業協同組合	いぶすき農業協同組合
鹿児島銀行	南日本銀行
鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫
ゆうちょ銀行	九州労働金庫（鹿児島県本部）

各種証明料

→税務課

各種証明書の申請と手数料

証明の種類	手数料	本人 確認書類
所得証明	1件 300円	要
所得・課税証明	1件 300円	要
納税証明	1件 300円	要
納税証明（車検用）	無料	要
納付確認書（確定申告用など）	無料	要
資産証明（無資産証明）	1件 300円	要
名寄帳	1件 300円	要
評価証明	1件 300円	要
公課証明	1件 300円	要
住宅用家屋証明	1,300円	要
土地台帳の閲覧	1件 300円	不要
地籍図	1件 300円	不要
図根点網図・座標値一覧表	1件 300円	不要
一筆図作成（図形・座標値）	1筆 100円	不要

※所得証明及び課税証明は、全国のコンビニエンスストアでも取得できます。

請求者と証明申請手続に必要なもの

①証明を請求できる人

- (1) 本人（相続人、納税管理人も含まれます。）
- (2) 本人の委任状、承諾書等を持参した人
- (3) 法人の場合は、代表権のある人（それ以外の人は委任状等が必要です。）
- (4) 借地人、借家人
（評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書及び賃借料の領収書をお持ちください。）

②必要書類等

	請求者	必要なもの
本人	個人（相続人、納税管理人も含まれます。）	本人確認書類
	法人	法人印（法人名が入っているもの）、本人確認書類
代理人	本人と同一世帯の親族	本人確認書類
	上記以外	委任状、本人確認書類

※窓口に来られる方は、本人の確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）をお持ちください。

※コンビニ交付の場合は、マイナンバーカードとパスワードが必要です。



子育て

→こども未来課

医療費助成制度

①ひとり親家庭等医療費助成事業について

18歳の年度末（障害児の場合は20歳未満）までの児童を養育している母子・父子家庭等や父又は母が身体などに重度の障害がある家庭に対して病院等で受診した場合、支払った医療費の自己負担分について助成します。

②子ども医療費給付事業について

高校生までのすべての児童の保険診療に係る医療費自己負担分を市が発行する受給資格者証を提示することで窓口負担無料となる制度で、児童の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進と健やかな発達を支援します。

手当の支給

①児童扶養手当

父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていないう、父又は母が身体などに重度の障害がある児童の母又は父、あるいは父又は母にかわってその児童を養育している方が対象です。

児童は18歳の年度末（障害児の場合は20歳未満）までの子が対象です。

◎支給内容（令和8年4月現在）

◇児童1人のとき・・・

○全部支給：月額48,050円

○一部支給：所得に応じて 月額48,040円から11,340円まで10円きざみの額

◇児童2人以上のとき・・・所得に応じて5,680円から11,340円まで加算

②児童手当

高校修了前（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方が対象です。

◎支給内容： 3歳未満児 15,000円（第3子以降は30,000円）

3歳以上高校生年代まで 10,000円（第3子以降は30,000円）

祝金

①出生祝金

出産の日において、本市の住民基本台帳に記録されている方で、子を出産した方又は養育する方に支給します。

◎支給内容： 出生児1人につき、第1子・第2子 50,000円

第3子以降 100,000円

②出生祝記念品

市内に住所があり、子を出産した方又は養育する方に贈呈します。

◎内容

市の伝統工芸品である川辺仏壇の技法を用いた命名プレート

③ウエルカムベビーチケット

満1歳未満の乳幼児のいる世帯に育児用品の購入に使用できるチケットを支給します。

◎内容

1枚当たり4,000円のチケット12枚綴り（計48,000円）を1冊（有効期限は発行日から1年間）

④子育て応援小学校入学祝金

支給年度の5月1日以降において、本市の住民基本台帳に記録され、小学校に1年生として入学した児童の保護者に支給します。

◎支給内容： 対象児童1人につき、50,000円

ひとり親家庭等への就労支援

①自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が自主的に行う職業能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図るため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講した場合、教育訓練修了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。※支給要件別途あり

②高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

看護師、保育士、美容師、調理師、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士等の資格は、就職の際に有利であり、母子家庭・父子家庭の経済的自立に効果が高いが、一定期間の修業が必要であり、昼間の受講が多いことから就労との両立が困難であるため、生活の負担軽減を目的とした給付金を受講期間中支給し、さらに入学時における負担を考慮した修了支援給付金を修了後に支給します。※所得要件あり

家庭児童相談（子ども家庭総合支援拠点）

子ども家庭総合支援拠点では、子どもとその家庭及び妊産婦等のさまざまな相談・支援に応じます。

①相談の対象者：(1)児童、(2)妊産婦、(3)保護者

②相談の種別・内容：

(1)性格・生活習慣等、(2)知能・言語、(3)学校生活等、(4)問題行動等、(5)家族関係、(6)環境福祉、(7)心身障害、(8)その他

③相談の方法：(1)電話相談、(2)来所相談、(3)訪問相談

④相談日及び時間：月曜日から金曜日まで(祝日は除く)

9時から12時まで、13時から17時まで

⑤相談場所：子ども家庭総合支援拠点（こども未来課こども家庭係内）

保育所・認定こども園

①認可保育所・認定こども園

地域	保育所等名(住所)	施設の種類	利用定員	電話番号 (0993)
穎 娃	認定こども園穎娃保育園(穎娃町郡1390)	認定こども園	50名	36-0139
	粟ヶ窪保育所(穎娃町牧之内9453-4)	保育所	20名	36-0276
	御領保育園(穎娃町御領3450-2)	保育所	30名	36-0595
	ちどり保育園(穎娃町別府4902)	保育所	20名	38-0189
	大川こども園(穎娃町別府6597-3)	認定こども園	35名	27-4858
	青戸保育園(穎娃町上別府4567)	保育所	30名	39-0236
知 覧	南九州勝縁こども園(穎娃町郡11334-7)	認定こども園	55名	36-0102
	知覧ふたばこども園(知覧町永里4612-1)	認定こども園	75名	83-2228
	ちらん中央こども園(知覧町瀬世5383-7)	認定こども園	75名	84-0628
	明光保育園(知覧町東別府20782-2)	保育所	50名	85-3292
	大徳寺保育園(知覧町南別府27093)	保育所	25名	59-3161
川 辺	ちらん平和こども園(知覧町郡17756-4)	認定こども園	65名	83-4735
	緑が丘こども園(川辺町平山2522)	認定こども園	65名	56-1505
	おののもりこども園(川辺町小野1110-1)	認定こども園	75名	56-1935
	こども園ほしのご(川辺町永田1861)	認定こども園	65名	56-1316
	かつめこども園(川辺町中山田1884-3)	認定こども園	75名	57-2525
	認定こども園川辺幼稚園(川辺町両添1061-1)	認定こども園	105名	56-0450
こぼとこども園(川辺町平山2533)	認定こども園	75名	56-4278	

※認定こども園の「定員」の数は、満3歳児以上が対象の幼稚園機能部分である「1号認定」と、0歳児以上が対象の保育機能部分である「2号認定・3号認定」の全てを含んだ数となります。

※保育時間については、各保育所等にお問い合わせください。

②南九州市子育て人材バンク

市では保育所等の待機児童解消及び運営向上等を図るため、「子育て人材バンク」を設立しています。人材バンクとは保育施設等で働きたい方と雇用を検討している市内保育施設等との橋渡しをする制度で、潜在保育士等の発掘、保育士等確保による保育・教育体制の充実を図ることが目的です。

この機会にぜひ保育施設等での勤務を検討してみませんか？

◎登録対象の資格（資格取得見込みの方も登録可能）

保育士、保育教諭、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、准看護師、栄養士、管理栄養士、調理師、保健師、放課後児童クラブ支援員、放課後児童クラブ補助員、子育て支援員

③放課後児童クラブ

放課後児童クラブとは、昼間、保護者のいない家庭の小学校児童を、保育所等の施設を利用して預かる事業です。

申し込み方法、保育期間、利用料等については、直接各クラブへお問い合わせください。（電話番号など問い合わせ先が分からない場合は、こども未来課まで）

④一時預かり事業

一時預かり事業とは、保護者の就労、傷病、出産、冠婚葬祭等により一時的に子どもの保育ができなくなったときに保育所等で預かる事業です。

◎申し込み方法：事前に希望する保育所等に直接申し込んでください。

◎事業内容・利用料：実施保育や利用料は異なる場合がありますので、詳しくは、各保育所等へお問い合わせください。

⑤延長保育事業

保護者が希望する場合に、通常の保育時間を超えて保育時間を延長します。

◎事業内容

実施保育や延長時間は異なる場合がありますので、詳しくは保育所等へお問い合わせください。

⑥子ども誰でも通園制度

0歳～満2歳の子どもを保育の要件を問わず一定の時間内で通園させる制度です。利用料等は各施設で異なる場合がありますので、詳しくは施設へお問い合わせください。

子育て支援

①ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポートとは子育ての応援をしてほしい方(依頼会員)と応援したい方(提供会員)が会員となり、相互援助活動を通して、安心して子育てができるよう地域の中で子育て家庭を応援する事業です。

利用には事前の会員登録が必要です。申込方法、利用方法等は直接ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

●南九州市ファミリー・サポート・センターつみき ☎0993-38-0800

②地域子育て支援センター

子育て支援センターとは、保育所・認定こども園の入所の有無に限らず、子育て中の親子が一緒に遊んだり、子育てに関するいろいろな相談ができたりするほか、子育ての負担感を和らげ、安心して子育てができる環境を整える所です。活動日、活動時間、活動内容については直接地域子育て支援センターへお問い合わせください。

●南九州市地域子育て支援センターつみき ☎0993-38-0800

●地域子育て交流館「みんなのお家」 ☎0993-56-1318

③子育て利用者支援センター

子育て家庭や妊産婦等が教育・保育施設や保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように身近な場所での相談や情報提供、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整、連携等を行う施設です。活動日、活動時間、活動内容については直接子育て利用者支援センターへお問い合わせください。

●南九州市子育て利用者支援センターつみき ☎090-5740-8775

地域子育て交流館「みんなのお家」

地域子育て交流館は、「笑顔になれる みんなのお家(おうち)」をコンセプトとし、子どもたちを中心として、寄り添い、学び合い、助け合い、育ち合う場所を目指しており、次の事業等を実施します。

◎放課後児童健全育成事業

小学生の授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を図ります。
利用時間：午後1時～午後6時（月～金）、午前8時30分～午後6時（土及び長期休み）
利用料：月額3,000円（夏休み：5,000円 冬・春休み：1,000円）

◎地域子育て支援センター

活動日、活動時間、活動内容については直接地域子育て交流館へお問い合わせください。

利用時間：午前9時00分～午後4時30分（月～土）
利用料：原則無料（ただし、実費負担をお願いする場合があります。）

◎一時預かり事業

保護者の就労、傷病、出産、冠婚葬祭等により一時的に子どもの保育ができなくなったときに預かる事業です。

利用時間：午前9時00分～午後4時30分（月～土）
利用料：1時間500円（同時に2人以上利用する場合：2人目以降1時間250円）

- 地域子育て交流館： 南九州市川辺町平山3242
☎0993-56-1318

病児保育

病児保育とは、生後6か月から小学6年生までの児童の病氣中又は病氣の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行うサービスです。

利用料は無料ですが、給食代やおむつなど実費負担がかかる場合があります。

また、利用には事前登録が必要です。登録方法、利用方法等は、直接実施施設へお問い合わせください。

- 病児保育 ひまわり（南九州市頰娃町御領3450-2 御領保育園内） ☎0993-36-2500

母と子の健康

→こども未来課

母子健康手帳の交付

子どもの成長の記録、各種健診の記録など母子の健康状態を管理する手帳です。

妊娠届に基づき、お近くの保健センターで交付します。保健センターにより交付日が異なりますので、事前にお問い合わせください。

妊産婦健康診査

母子健康手帳の交付と併せて、妊娠期間から産後1か月までに公費で受けられる妊産婦健康診査受診票綴を交付します。多胎（双子、三つ子等）の妊婦さんには、妊婦健康診査受診票を5回分追加交付します。

妊婦歯科健康診査

妊娠中に契約歯科医療機関で歯科健診を受けることができます。母子健康手帳交付の際に、受診券を交付します。

妊産婦・新生児・乳児家庭訪問

妊婦・新生児（生後28日を経過しない乳児）・乳児（1歳未満の児）と産婦（産後のママ）を対象に、地域の助産師又は保健師が訪問して、健康相談、育児相談に応じます。妊婦には、産休に入る時期に訪問または面談し、出産準備等の相談に応じます。

産後ケア事業

出産後支援が必要な母子に対して医療機関（助産院）や在宅助産師が、宿泊や日帰り、訪問での支援を行います。産前・産後に心配なことがありましたら、子育て世代包括支援センター（知覧保健センター）へお気軽にお問い合わせください。

ミルク購入費助成金事業について

多胎児、母親が病気等に罹患したことで母乳を与えることができない乳児に対する支援として、ミルク購入費用の一部を助成するものです。

妊婦のための支援給付交付金事業について

妊娠期から出産・子育てまで相談体制を整え、さらに出産育児用品の購入費やサービス利用の助成を行い、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるために、支援を行うものです。（※出産・子育て応援給付金事業から事業名が変更になりました。）

乳幼児健康診査について

保健センターで実施します。詳しい日時・場所などは、対象者個人に通知いたします。

健康診査の名称	実施会場	内容	
3～4か月児健康診査	知覧保健センター	心身の発育発達の健康診査、保健指導・相談に応じます。 歯科健診、歯科指導・相談に応じます。	
7～8か月児育児相談			
1歳6か月児健康診査	各保健センター		
3歳児健康診査			
2歳児歯科健診			
2歳6か月児歯科健診			
5歳児健康診査			
新生児聴覚検査	医療機関		疾病異常の早期発見と早期治療を図ります。 受診票を使用して、医療機関で受診してください。
1か月児健康診査			
9～11か月児健康診査			

子育て世代包括支援センターについて

知覧保健センター内に設置しています。妊娠期から子育て期までのさまざまな相談・支援に応じます。

子どもの予防接種

→こども未来課

●定期接種（無料）

市が接種費用を負担する予防接種です。接種について通知をしますので、接種漏れのないようご注意ください。

予防接種の種類	接種対象	接種回数	
BCG	1歳未満	1回	
ロタ	1価	生後6～24週	2回
	5価	生後6～32週	3回
Hib（インフルエンザ菌b型）	生後2か月以上 5歳未満	4回	
小児肺炎球菌	生後2か月以上 5歳未満	4回	
B型肝炎	生後2か月以上 1歳未満	3回	

予防接種の種類	接種対象	接種回数
五種混合	生後2か月以上 7歳6か月未満	4回
水痘	1歳以上3歳未満	2回
MR（麻しん・風しん混合） 1期	1歳以上2歳未満	1回
MR（麻しん・風しん混合） 2期	小学校入学1年前 の幼児（5歳・6歳）	1回
日本脳炎1期	3歳以上 7歳6か月未満	3回
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満	1回
二種混合	小学校6年生	1回
HPV （ヒトパピローマウイルス）	12歳以上 16歳になる年度 末日までの女子	3回
RSウイルス	妊娠28週～36週 の妊婦	1回

※日本脳炎2期は接種勧奨を差し控えていた時期があります。対象となるのは、平成7年度～平成18年度生まれて20歳未満の方です。

●任意接種（接種費用は自己負担）

希望により受ける予防接種の費用については自己負担となります。

◎助成について

季節性インフルエンザ（子ども・妊婦）・おたふくかぜの接種については、市の一部助成があります。対象者には通知しますので、実施時期や助成額については通知内容をご確認ください。

詳しい助成内容等は、市ホームページをご覧になるか、知覧保健センターまでお問い合わせください。

■不妊治療費助成

→子ども未来課

南九州市では、安心して子どもを産み育てることのできる環境作りを推進するとともに、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けられたご夫婦（※）に不妊治療助成金を給付しています。

※女性及び男性の医療保険の適用される不妊治療が対象です。

■対象となる治療

- ①一般不妊治療 タイミング療法、人工授精
- ②生殖補助医療 体外受精、顕微授精
- ③男性不妊治療

詳しい助成内容等は、市ホームページをご覧になるか、知覧保健センターまでお問い合わせください。





障害者福祉

障害者手帳

①身体障害者手帳

身体障害者手帳とは身体に障害のある方に身体障害者であることの証票として、法により県知事から交付されるものです。

②療育手帳

療育手帳とは知的障害を有すると判定された方に、県知事から交付されるものです。

③精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方に、法により県知事から交付される手帳です。

手当の支給

①特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、20歳未満で心身に重度又は中度以上の障害のある児童を扶養している父母又は養育者に対して手当が支給されます。所得制限があります。

◎支給内容

重度障害児（1級）1人につき月額58,450円

中度障害児（2級）1人につき月額38,930円

②特別障害者手当、障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対し、月額30,450円の手当が支給されます。

20歳未満の方には、障害児福祉手当が支給されます。支給額は月額16,560円です。

主な日常生活の支援

①地域生活支援事業（主なもの）

地域生活支援事業とは市が総合的に支援する体制をつくり、次の事業を行うものです。

◎相談支援事業

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談に応じ情報の提供や必要な援助を行います。

◎意志疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の方に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

◎日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害児・者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し便宜を図ります。ただし、介護保険の対象の人は、介護保険が優先になります。

◎移動支援事業

障害児（者）の外出支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を支援します。

◎地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

②身体障害者(児)補装具の交付・修理

身体障害者(児)に対し、日常生活を容易にするために必要な補装具の交付又は修理を行います。種目によっては、身体障害者更生相談所の判定を経てから交付を受けることができます。(申請する以前に、自費で購入された補装具については補助対象外となります。)

③障害者総合支援法にもとづくサービス

障害のある方の生活をさまざまな障害福祉サービスで支えます。
 申請・相談は、福祉健康課障害福祉係又は各支所福祉係で受け付けています。
 利用するには、必要なサービスの内容を記したサービス等利用計画の提出が必要です。
 この計画は、相談支援事業所に在籍する相談支援専門員が作成します。

※市内の相談支援事業所

事業所名	住所	電話番号
相談支援事業所 なんさつ	南九州市顛娃町別府 8 6 4 4	0 9 9 3 - 3 8 - 0 4 5 4
相談支援センター あすなろ	南九州市顛娃町上別府 6 5 3 9 - 1	0 9 9 3 - 3 9 - 1 8 7 0
サポートセンター る・トレフル	南九州市知覧町郡 1 7 1 7 5 - 1	0 9 9 3 - 7 8 - 4 5 7 5
にじの途	南九州市川辺町田部田 3 5 3 5	0 9 9 3 - 5 6 - 1 9 0 0

◎支援の度合いを示す「障害支援区分」が必要な介護的なサービス(主なもの)

「障害支援区分」の認定には約2か月の期間が必要です。

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
短期入所	一時的に施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
生活介護	施設で常時介護を必要とする方に、食事等の介護等を行うとともに創作・生産活動の機会を提供する。

◎就労などを目的とする訓練的なサービス(主なもの)

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う。

④成長に心配がある子どもを支援するサービス(主なもの)

未就学児に対して日常生活での基本的な指導等を行う「児童発達支援」、児童生徒の放課後や休日等の時間を利用し指導などを行う「放課後等デイサービス」があります。

利用するには、相談支援専門員が作成した利用支援計画の提出が必要です。

※市内の事業所

事業所名	住所	電話番号
児童発達支援事業所 ぶらんこ	南九州市顛娃町牧之内 2 9 2 4 - 1 5	0 9 9 3 - 3 6 - 0 9 8 2
サポートセンター る・トレフル	南九州市知覧町郡 1 7 1 7 5 - 1	0 9 9 3 - 7 8 - 4 5 7 5
児童発達支援・放課後等デイ サービス あおぞら	南九州市川辺町田部田 4 8 6 2 - 3	0 9 9 3 - 5 6 - 1 7 1 2
放課後等デイサービス事業所 はやま	南九州市顛娃町別府 8 6 4 4	0 8 0 - 8 3 7 2 - 5 8 5 1
放課後等デイサービス 「カスミンウ」	南九州市知覧町郡 1 6 7 4 0	0 9 9 3 - 7 6 - 8 0 3 1
育成支援 いろどり	南九州市顛娃町御領 3 4 5 0 - 1	0 9 9 3 - 3 6 - 3 9 0 0

⑤各種優遇・割引制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者に対して各種の優遇・割引制度があります。次の優遇・割引制度以外にも、企業独自で割引制度を行っていることがありますので、必要に応じてご確認ください。

◎バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を提示することにより割引があります。割引の取り扱いについては、各会社によって異なる場合がありますので乗車券販売窓口にお問い合わせください。

◎タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を提示することにより割引があります。詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。

◎JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を提示することにより割引があります。詳しくは、JR乗車券販売窓口にお問い合わせください。

◎航空運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者に対して割引があります。詳しくは、各航空運送業者にお問い合わせください。

◎有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方で、対象になる自動車等に制限がありますので市役所福祉健康課へお問い合わせください。

◎NHK放送受信料の減免

○全額免除対象は、身体障害者・知的障害者・精神障害者を含む世帯全員が市民税非課税の場合です。

○半額免除対象は、視覚・聴覚障害者、重度の障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）が世帯主の場合です。

※放送受信料免除申請書に、福祉事務所長の証明を受けてからNHKへ提出する必要があります。

⑥心身障害者扶養共済制度

◎対象者：心身障害者（児）を扶養する保護者で65歳未満の方です。

◎年金の支給額：1口当たり、月額20,000円です。

◎掛金：掛金は、保護者の加入時の年齢により、月額5,600円～23,300円で、一人2口まで掛けることができます。

医療費助成制度

①重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者が医療に要した費用のうち、保険診療に係る自己負担額を助成します。

②更生医療の給付

身体障害者（身体障害者手帳所持者）の機能障害を軽くしたり、除却する手術を行ったりするなど、身体障害者の更生に必要な医療の給付を行います。

原則として身体障害者更生相談所の判定を経て、指定医療機関で医療を受けることができます。

③育成医療の給付

18歳未満の児童で身体に障害がある、または現に疾患がありそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる児童で、手術等により症状の改善が見込まれると認められる場合に医療の給付を行います。認定後、指定医療機関で医療を受けることができます。

④自立支援医療費（精神通院）受給者証について

精神に障害があると認められた方が、通院により精神疾患の治療を受ける場合の医療費を軽減します。

老人クラブ

高齢者の長年の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのために、地域の人たちによって運営されている自主的な組織です。入会資格はおおむね60歳以上の方です。

申込みは、各地域の老人クラブへお問い合わせください。

高齢者福祉施設

①老人福祉センター

高齢者に対する各種相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場として老人福祉センターがあります。

利用申込は、各施設へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
南九州市顚娃老人福祉センター	〒891-0702 南九州市顚娃町牧之内2606	(0993) 36-1257
南九州市知覧老人福祉センター	〒897-0302 南九州市知覧町郡17848	(0993) 83-3961

②生活支援ハウス

居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援する施設として生活支援ハウスがあります。

利用申込は、長寿介護課若しくは支所福祉係へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
なーも生活支援ハウス	〒891-0704 南九州市顚娃町別府6613	(0993) 27-4856

③養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居住において生活することが困難な方のための施設として養護老人ホームがあります。

利用申込は、長寿介護課若しくは支所福祉係へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
えい秀峰園	〒891-0704 南九州市顚娃町別府2796-1	(0993) 38-0167
寿楽園	〒891-0912 南九州市知覧町南別府26817-1	(0993) 86-2170

シルバー人材センター

高齢者が社会経験と優れた能力を積極的に活用し、働くことを通じて生きがいの充実と社会参加推進に合わせて何らかの収入を得る目的のもとにシルバー人材センターは設立されています。

就業機会を得たい方、短期的な仕事を依頼されたい方は、お問い合わせください。

◎公益社団法人南九州市シルバー人材センター

〒897-0215 南九州市川辺町平山7354番地
(☎0993-56-6341)

■ 高齢者生活支援サービス

① 高齢者等訪問給食サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし若しくは夫婦暮らし等の高齢者又は身体障害者で、身体が虚弱等のため在宅で日常生活を営むのに支障がある方に、食事の配食を行うことにより食生活の改善と「食」の自立促進を図り、合わせて安否確認をおこないます。

② 在宅要介護高齢者等介護用品支給

紙おむつ等の介護用品を支給します。

③ 在宅高齢者介護慰労金支給

在宅ねたきり高齢者等を介護している方に在宅高齢者介護慰労金を支給します。ただし、特別障害者手当若しくは福祉手当を支給され、又は支給されるべきときは支給しません。

④ 在宅高齢者緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に適切な対応を図るため、通報機器の給付を行います。

■ ポイント事業

① 高齢者地域支え合いグループポイント事業

65歳以上の高齢者を含む任意のグループが行う互助活動に対して、そのグループにポイントを付与し蓄積されたポイントに応じて地域商品券を交付する事業です。

② 高齢者元気度アップ・ポイント事業

市が行う健康増進や介護予防学習、地域で行われている社会活動等に参加した65歳以上の高齢者に対してポイントを付与し蓄積されたポイントに応じて地域商品券を交付する事業です。

③ 介護人材確保ポイント事業

介護施設や在宅高齢者の生活支援などのボランティア活動に対してポイントを付与し蓄積されたポイントに応じて地域商品券を交付する事業です。

■ その他の高齢者福祉関係制度

① 敬老祝金

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| (1) 祝金 | 88歳の者 | 10,000円 |
| (2) 特別祝金 | 100歳・108歳到達者 | 50,000円 |

② はり・きゅう等施術料の助成

満65歳以上の方が、市の指定を受けたはり・きゅう・あん摩・マッサージの施術者から施術を受けた場合、施術料の一部を助成します。

■ 介護人材確保対策事業

① 南九州市介護職員等確保対策事業

介護職員初任者研修を受講し、研修修了後1年以内に市内介護事業所に就職することを条件に受講料を補助します。

② 南九州市介護職員等就職支援事業

一定の条件により、介護福祉士等の資格を有している方で、市内の介護事業所又は養護老人ホームに新規就職する方へ常勤20万円、非常勤3万円を補助します。この他就労継続する方にも補助します。

③ 介護事業所求人情報提供事業

求職者（介護福祉士等の資格を有している方）が申請をすることにより、市内事業所の求人情報を市から情報提供します。

介護保険サービス

1. 介護保険給付サービス

介護保険のサービスを受けられる際には、「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成する必要があり、本人が作成するか、介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼、相談して作成することになります。

①在宅サービス

種類	内容	利用できる方	
		要支援	要介護
訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつ等の身体介助や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。		1～5
訪問看護	疾患等を抱えている方が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。	1・2	1～5
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。	1・2	1～5
通所介護（デイサービス）	通所介護施設で、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、機能訓練等が日帰りで行われます。		1～5
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで行われます。	1・2	1～5
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具のレンタルが受けられます。ただし、福祉用具の品目によっては、介護度により利用できないものがあります。	1・2	1～5
短期入所生活介護/療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や医療施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。	1・2	1～5

※市内の施設・事業所で利用できるサービスのみ掲載しています。

②地域密着型サービス（原則として他市町村のサービスは利用できません。）

種類	内容	利用できる方	
		要支援	要介護
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせて、多機能なサービスが受けられます。	1・2	1～5
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。		1～5
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方が共同生活する住居に入居して、食事・入浴等の介護や機能訓練等が受けられます。	2	1～5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3以上の方（原則として）が、定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所して、介護や機能訓練などが受けられます。		3～5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。		1～5
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練等が日帰りで行われます。		1～5

※市内の施設・事業所で利用できるサービスのみ掲載しています。

③施設サービス

種類	内容	利用できる方	
		要支援	要介護
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3以上の方(原則として)で、常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。		3~5
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。		1~5
介護医療院	生活の場としての役割もある長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護などが受けられます。		1~5

④福祉用具購入・住宅改修

種別	内容	利用できる方	
		要支援	要介護
福祉用具購入	腰掛便座や入浴補助用具等を指定事業者から購入したとき、購入費が支払われます。申請が必要で、支給費に上限があります。	1・2	1~5
住宅改修	手すりの取り付けや段差解消、便器の和式から洋式への取り替えなど住宅改修をしたとき、改修費が支払われます。事前の申請が必要で、支給費に上限があります。	1・2	1~5

⑤補足給付

種類	内容
高額介護サービス費	介護サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が上限額を超えたときに、申請により超えた分が支給されます。
高額医療介護合算サービス費	介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、それぞれの保険の限度額を適用後、年間の利用者負担額を合算して高額医療・介護合算制度の限度額を超えたときに、申請により超えた分が支給されます。
特定入所者介護サービス費	介護保険施設に入所の際、低所得の方の利用が困難とならないように、申請により所得に応じた負担限度額を超える食費と居住費が支給されます。

2. 介護保険給付以外のサービス

①介護支援・生活支援サービス

種類	内容	利用できる方
基準型訪問介護予防サービス	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介助や、調理、洗濯などの生活援助が受けられます。	事業対象者 (チェックリスト 該当者) 及び要支援1・2 の方
基準型通所介護予防サービス	通所介護施設で、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、機能訓練等が日帰りで受けられます。	
生活支援型訪問介護サービス	居宅を訪問してもらい、室内清掃・洗濯・ゴミ出し・買い物代行・調理のみを対象とした生活援助が受けられます。	
緩和型デイサービス	通所介護施設で、閉じこもり、認知予防など自立支援を目的に、レクリエーション・体操・食事・入浴等のサービスが受けられます。	

※サービスを利用するには、地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメントが必要です。

②市町村特別給付

種類	内容	利用できる方
要介護生活支援型訪問介護サービス	居宅を訪問してもらい、室内清掃・洗濯・ゴミ出し・買い物代行・調理等を対象とした生活援助が受けられます。	要介護1～5の方

※サービスを利用するには、居宅介護支援事業者の介護予防ケアマネジメントが必要です。

③家庭介護継続支援事業

種類	内容
家族介護用品支給事業	要介護4又は5に認定された在宅の高齢者であって、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している市民税非課税世帯の家族に、年額1人あたり75,000円(月額6,250円)を限度に紙おむつ等を支給します。

南九州市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが安心して地域で暮らしていくために、地域において総合的なマネジメントを担い支援していく中核機関です。

介護の悩み、保健福祉サービスについてなど保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

要支援1・2、総合事業サービス対象者の方の具体的な目標を明確にしながら介護予防のケアプランを作成します。

②総合相談支援

高齢者の各種相談に幅広く対応し、適切なサービス機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

③権利擁護

消費生活被害や高齢者虐待の相談支援を行います。また地域包括支援センター内に開設している成年後見ステーションにて成年後見制度に関する相談等に応じます。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

介護支援専門員等の地域の様々な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

⑤認知症に関する支援

物忘れの相談、支援(若い世代も含む)や認知症優導訓練、認知症予防教室等の事業を行います。

⑥介護予防事業

運動、栄養、口腔等の介護予防に関する知識の普及やサロン活動や貯筋運動等について支援します。

⑦生活支援体制整備事業

買物、ゴミ出し等の生活支援において、地域の中で、高齢者を支え合う体制づくりを行います。

⑧在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で自分らしく生ききるために「想いをつなぐ講座」を開催し、「想いをつなぐノート」を配布します。

【問い合わせ先】 南九州市地域包括支援センター(長寿介護課内[川辺庁舎])
☎0993-56-1111

生活保護

病気や事故等いろいろな事情で生活が苦しくなり自分たちの収入で生活することができなくなった場合に保護が受けられます。

なお、生活に困っている方が無条件に保護を受けられるものではなく、その方が利用できる資産や能力、さらに民法に定める扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助を優先して活用し、それでも生活に困る場合にその困窮の程度に応じて必要な保護が受けられます。

詳しくは、福祉健康課生活支援係または各支所福祉係にご相談ください。

生活困窮者自立支援制度

最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方を、生活保護に至る前の段階で細やかに支援します。生活に困ったときは、相談窓口にご相談ください。

①自立相談支援事業 →南九州市社会福祉協議会
生活に困窮している方が、生活保護を受給することなく、早い段階で自立した生活に戻れるよう、支援員が相談を受け、問題に対応した支援を提案します。

②就労準備支援事業 →南九州市社会福祉協議会
生活リズムが崩れているなど就労に向けた準備が必要な方を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて支援します。

③家計改善支援事業 →南九州市社会福祉協議会
家計から生活再建を考える方を対象として、家計表などを活用して家計の状況を「見える化」し、本人を含む世帯全体の家計収支などに関する課題の評価・分析し、状況に応じた家計再建プランを作成し支援します。

④住居確保給付金 →福祉健康課 生活支援係
離職・廃業、または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方が、安心して求職活動を行えるよう、期限付で家賃相当を支給します。また、収入減少により、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、転居費用を支給します。

⑤子どもの学習・生活支援事業 →福祉健康課 生活支援係
子どもが安心して通える場所で学習支援、生活習慣の支援等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性を育むことを目的として支援します。

◎対象者 : 市内に居住する生活困窮世帯の子どもで小学生から中学生。
※市内2箇所を実施。

【問い合わせ先】（相談窓口）

- 南九州市社会福祉協議会
南九州市知覧町郡17848番地 相談専用電話 0993-76-8820
- 福祉健康課 生活支援係

民生委員・児童委員、主任児童委員

厚生労働大臣に委嘱され、地域住民の見守り活動や相談支援活動を行う、地域の暮らしを支援する人です。

◎民生委員：児童委員を兼ねていて、子どもに関わる相談支援活動も行います。

○委員数：116人 ○任期：3年

◎主任児童委員：児童の福祉に関する機関と児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

○委員数：7人 ○任期：3年



成人・高齢者の健康

高齢者の予防接種

→福祉健康課

予防接種の種類	対象者	接種時期
高齢者肺炎球菌	①65歳の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害のある方	①の対象者：65歳の誕生日の前日から66歳になる前日まで ②の対象者：当該年度末まで
季節性インフルエンザ	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害のある方	10月～12月
新型コロナウイルス感染症		10月～3月
带状疱疹	①65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方 ②60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害のある方	当該年度末まで

◎助成額：通知に記載された額を市が助成します。接種費用と助成額の差額は自己負担となります。詳しくは、通知文をご確認、もしくは福祉健康課健康推進係までお問い合わせください。

温泉施設

→福祉健康課

施設名	休館日	所在地	電話番号 (0993)
えい別府温泉センター	毎月第1・第3月曜日	南九州市穎娃町別府5991-2	38-2639
えい中央温泉センター	毎月第2・第4月曜日	南九州市穎娃町牧之内2890	36-3715
ふれあいセンターわくわく川辺	毎月第2・第4水曜日	南九州市川辺町平山2890-1	56-6288

●入浴料

◎一般浴室（1人1回入浴）

区分		入浴料
大人	12歳以上	420円
	65歳以上又は身障者等※	250円
中人	6歳以上 12歳未満	150円
小人	1歳以上6歳未満	80円
	1歳未満	0円

※ 割引券は、市内に居住する方で、満65歳以上の方及び身体障害者手帳（1級～5級）、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳所持者並びにその方々の入浴を介助する方に対して各庁舎で交付されます。

◎その他

		えい中央温泉センター	ふれあいセンター わくわく川辺
家族風呂	1時間以内	1室 1,250円	1室 1,570円
	1時間30分以内	1室 1,670円	1室 2,090円
	超過30分ごとに	1室 410円	1室 730円
身体障害者用浴室	2時間以内	1室 520円	1室 520円
	超過30分ごとに	1室 100円	1室 100円
トレーニングルーム	1人2時間以内	100円	-

●プール利用料（えい中央温泉センター）

区分			利用料金
基本料金	大人	12歳以上	520円
	小人	12歳未満	310円
		1歳未満	0円
割引回数券	大人	12歳以上	5,230円
	小人	12歳未満	3,140円
セット料金(温泉+プール+トレーニングルーム)	大人	12歳以上	800円

温泉施設利用助成事業

→福祉健康課

市内に住所を有する方で、満65歳以上の方及び身体障害者手帳（1級～5級）、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳所持者並びにその方々の入浴を介助する方に対して、民営施設を含めた市内温泉施設の利用料の一部を助成します。

助成を受けるためには、市役所でマイナンバーカードに利用登録を行い、割引対象の温泉施設で、利用登録済のマイナンバーカードを提示することにより、1回170円の割引を受けることができます。

民営温泉施設の割引回数は、年間（4月1日から3月31日まで）60回以内で、市営温泉施設はこれまでどおり回数に制限はありません。

各種健診、がん検診について

→福祉健康課・市民生活課

各種健診やがん検診等の受診者増を図ることで、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、各種がん等の早期発見、早期治療を目指します。

特定健診は、40歳から74歳までの方に対して、医療保険者が実施する健診となります。

詳しい日時・場所等については、個人通知でお知らせします。

健診（検診）名	実施形態	対象者	内容
特定健診	協力医療機関もしくは各保健センター	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者	生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの早期発見・改善を図ります。
30歳代健診	各保健センター	30歳から39歳までの市民	
長寿健診	協力医療機関	後期高齢者医療保険の被保険者	生活習慣病の早期発見と重症化予防および、身体機能低下（フレイル）の早期発見・予防を図ります。
健康診査	協力医療機関	75歳の市民・40歳以上の生活保護世帯の方	生活習慣病の早期発見と重症化予防を図ります。
胃がん検診	各保健センター	40歳以上の市民	胃部のレントゲン撮影
大腸がん検診	各保健センター	40歳以上の市民	便の潜血反応検査（2日法）
肺がん検診	各保健センター	40歳以上の市民	問診及び胸部レントゲン撮影。
乳がん検診	協力医療機関もしくは各保健センター	40歳以上の女性	マンモグラフィ（乳房X線）検査
子宮頸がん検診	協力医療機関もしくは各保健センター	20歳以上の女性	子宮頸部の細胞検査
骨粗しょう症検診	各保健センター	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	超音波をかかとの骨に浸透させ骨の状態を推計します。対象外の方でも実費負担で受診できます。
歯周病検診	協力歯科医療機関	20・30・40・50・60・70歳	歯周病の早期発見、早期治療を図ります。
肝炎ウイルス検診	協力医療機関もしくは各保健センター	40歳及び未受診者	血液検査により、B型・C型肝炎に感染しているかどうかを調べます。
腹部超音波検診	各保健センター	40歳以上の希望者	上腹部の超音波画像診断により、胆石・慢性肝炎・がん等の早期発見を図ります。
前立腺がん検診	各保健センター	40歳以上の男性希望者	血液検査により、前立腺がんの早期発見、早期治療を図ります。
結核胸部レントゲン検診	各保健センター他	65歳以上の市民	胸部のレントゲン撮影

※健（検）診の項目や実施形態については変更されることがありますことをあらかじめご了承ください。詳しくは、福祉健康課健康推進係（ただし、特定健診は市民生活課保険係）へお問い合わせください。

※検査料金については、福祉健康課健康推進係へお問い合わせください。

●健康手帳の交付

各種健診やがん検診等を受診された方に対して、結果の記録や健康についての必要事項を記録し、健康管理に役立てていただくための健康手帳を発行します。

●健康相談について

心身の健康に関する相談に応じて、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等が必要な指導及び助言を行います。完全予約制の臨床心理士による「こころの健康相談」もあります。

●健康教育について

生活習慣病予防、健康づくりなどの知識や日常生活の過ごし方、食生活等について、各種の健康教育を実施します。

●訪問指導について

保健師、管理栄養士及び看護師、歯科衛生士が自宅を訪問し、生活習慣改善や健康的な食生活等の保健指導を行います。

●特定保健指導について

特定健診でメタリックシンドロームの危険性が高いと判断された方を対象に、保健師等専門職が面接を行い、生活習慣改善のために個別に継続的にサポートします。

●高齢者の保健事業について

長寿健診等で、生活習慣病重症化・身体機能低下（フレイル）の恐れがある方等を対象に、専門職が面接を行い、介護部門との連携を図りながら生活習慣改善のための保健指導を行います。

医療支援・助成

→福祉健康課

がん患者ウィッグ等購入費助成事業

がん患者の方に向け、経済的負担を軽減し、治療、就労等との両立を支援することを目的とし、ウィッグ等の購入費用の一部を助成しています。対象となるのは、ウィッグ等（頭皮用保護ネットを含む）及び乳房補整具等の購入費用です。

詳しい助成内容等は、市ホームページをご覧ください。福祉健康課健康推進係までお問い合わせください。

市HP



骨髄等移植ドナー支援事業

骨髄等の提供を完了した方及びその方が勤務する事業所に向け、骨髄等の提供を促進することを目的とし、骨髄等の提供に関する通院、入院及び面談並びにこれらに係る休暇の一部に対して助成しています。

詳しい助成内容等は、市ホームページをご覧ください。福祉健康課健康推進係までお問い合わせください。

市HP





ごみ処理

→市民生活課

ごみの分別・収集

ごみ分別AI



ごみの減量化や資源の有効活用のため、ごみの分別へのご協力をお願いします。
詳しくは、生活衛生係までお問い合わせください。

	穎娃地域	知覧地域	川辺地域	指定ごみ袋
燃えるごみ	週2回	週2回	週2回	緑色(大・中・小)
不燃ごみ	月2回	月1回	月1回	赤色(大・中・小)
資源ごみ	月2回	月2回	月2回	黄色(大・中・小)
粗大ごみ	月2回	年1回	年2回	袋に入らないもの

※南九州市ごみ分別AIを使って、写真を撮るだけでごみの分別が検索できます。
ぜひご利用ください。

ごみの出し方

分別したごみはお住まいの自治会のごみステーションに収集日に出すか、市営ごみステーションの開設日に持ち込むことができます。出す際には市の指定ごみ袋に入れて自治会名と名前を書いて出してください。市営ごみステーションが受け入れるごみは収集するごみと同じです。粗大ごみも開設日に持ち込めば出すことができますのでご利用ください。市営ごみステーションの情報は次のとおりです。

	穎娃地域	知覧・川辺地域(両方のごみステーションを利用できる)	
名称	穎娃ごみステーション	知覧ごみステーション	川辺ごみステーション
所在地	南九州市穎娃町郡11711番地	南九州市知覧町郡15172番地4	南九州市川辺町上山田4499番地1
開設日	日曜日, 火曜日, 金曜日		月曜日, 水曜日, 土曜日
時間	午前9時から午後4時(正午から午後1時は持ち込み不可)		

生ごみ処理機購入補助

家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥としての再資源化を図るため、生ごみ処理機器を購入した世帯に対し、助成を行います。各支所で申請を受け付けますのでお問い合わせください。

また、生ごみ処理機の効果や利便性を体験できるよう、処理機の貸出を行っています。各支所にお問い合わせください。

区分	内容
対象者	南九州市に住所を有する者
補助の対象	電動生ごみ処理機及びコンポスト容器等
補助金の額	購入金額の2分の1 (但し20,000円が限度です)

浄化槽設置補助

→市民生活課

海や河川を汚す原因の一つは、一般家庭からの『生活雑排水』と言われています。し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活雑排水を合わせて処理する『合併処理浄化槽』を設置する方に補助金を交付します。交付の条件や金額などについては環境保全係にお問い合わせください。

項目	内容
補助対象者	住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方
補助対象地域	公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外の市内全域

浄化槽
補助金内容



火葬場等

→市民生活課

火葬場

次の火葬場を使用してください。

火葬場名	
額娃浄楽苑	川辺火葬場

墓地等の取扱い

墓地、納骨堂の新設、増設、廃止などを行う場合は申請が必要です。

また、墓地、納骨堂に納められた遺骨を他の墓地、納骨堂へ移動するときには、改葬の手続きが必要です。詳しくは、各支所までお問い合わせください。

環境に関する相談

→市民生活課

騒音・振動・悪臭・水質汚濁・土壌汚染・大気汚染などや地球温暖化防止対策については、環境保全係へお問い合わせください。

再生可能エネルギー発電施設の設置

→市民生活課

再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを活用した発電設備）の新設、増設、大規模な改修、売買等を行う場合には、協議が必要です。

太陽光発電設備については、住宅地内及び住宅（空き家を含む）に隣接するすべての計画地と、計画面積（パネル面積ではなく地籍面積）が、1,000㎡以上のものを対象としています。

犬の登録・狂犬病予防注射

→市民生活課

すべての飼い犬には、法律により登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。新規登録は各支所で随時受け付けています。狂犬病予防注射は一年を通して動物病院で受けることができます。動物病院で注射を受けた後、各支所で注射済票の交付手続きを行ってください。

項目	金額	備考
新規登録手数料	3,000円	犬を新たに飼う時に必要です。
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円	注射料が別途必要です。

ヤンバルトサカヤステ駆除薬剤

→市民生活課

ヤンバルトサカヤステの家屋侵入防止薬剤として、市が推奨しているコイレット、ヤステガード粉剤、ノックダウングスター及びクリーンショットBについて、約3割の自己負担額で購入することができます。

上水道

→建設水道課

水道の届出（使用の開始及び中止）

市HP
上水道



次のときは、水道料金お客さまセンター、各支所（建設水道係）にお早めにお届けください。

- ①新しく水道を使うとき
- ②使用者や所有者の住所や名義が変わるとき
- ③長い間、水道を使用しないで中止したいとき
- ④水道の使用を再開したいとき
- ⑤今後、水道を使用することがなく、廃止したいとき

水道メーターの検針

水道メーターの検針は2か月に1回の隔月検針です。検針員が水道メーターの検針を行います。正確で効率のよい検針ができるよう、次のことにご協力ください。

- ①メーターボックスの上に駐車したり物を置かないでください。
- ②出入り口やメーターボックスの近くに犬をつながないでください。
- ③メーターボックスの中はきれいにしておいてください。

水道料金

水道料金の額は、基本料金と従量料金（使用水量で計算）の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額（10円未満の端数は切り捨て）となります。

料金は、隔月2か月分をまとめて通知（徴収）します。

※水道料金は、お近くの金融機関、コンビニエンスストア、口座振替及びスマホ決済アプリ（Pay Pay 請求書払い等）で納付できます。なお、不明な点は水道料金お客さまセンター又は各支所（建設水道係）にお問い合わせください。

●基本料金（1か月につき）

メーターの口径	料金
13 mm	700 円
20 mm	1000 円
25 mm	1,350 円
30 mm	1,700 円
40 mm	3,500 円
50 mm	5,250 円
75 mm	13,500 円
100 mm	22,000 円

●従量料金（1か月につき）

区分	使用水量	料金
一般用	10 ^m までの分 1 ^m につき	70 円
	10 ^m を超え20 ^m までの分 1 ^m につき	110 円
	20 ^m を超える分 1 ^m につき	140 円
公衆浴場	1 ^m につき	110 円
臨時用	1 ^m につき	150 円

給水負担金

新たに給水を受けようとする場合は、給水負担金を納めていただいております。給水負担金は、利用するメーター器の口径に応じて、次表の金額（別途消費税が加算されます。）となります。

●料金表

メーターの口径	給水負担金
13 mm	30,000 円
20 mm	80,000 円
25 mm	200,000 円
30 mm	300,000 円
40 mm	400,000 円
50 mm	500,000 円
75 mm	1,000,000 円
100 mm	2,000,000 円

水道料金の支払い方法

①口座振替②納入通知書による払込の方法があります。

納入期限は、納入通知書を発行した月の月末です。

水道料金のお支払いは便利で安全な「口座振替制度」をご利用ください。

口座振替は、みなさんに代わって自動的に水道料金の支払いができる大変便利な制度です。

(お申し込みは、以下の金融機関へ預貯金通帳、通帳印、水道料金領収書をお持ちのうえ、お申し込みください。)

◎取扱金融機関

- ・南さつま農業協同組合
- ・いぶすき農業協同組合
- ・鹿児島銀行
- ・南日本銀行
- ・鹿児島相互信用金庫
- ・鹿児島信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

給水装置

給水装置とは、道路に埋設しています配水管から分岐して、各家庭に引き込まれている給水管・止水栓・メーター器・蛇口などの器具をいいます。

※給水装置のうちメーター器は市からの貸与品ですが、その他の器具（給水装置）は、お客様が費用負担され設置されたもので大切な「お客様の財産」です。

水道が故障や漏水したとき

宅地内で水道の故障や漏水が発生したときは、メーターボックス内の止水栓を閉め、水道料金お客さまセンター、各支所（建設水道係）又は市指定の水道工事店に、住所、氏名、故障箇所等を連絡して修理してください。

※宅地内の修理は、原則お客様の費用負担となります。

下水道・農業集落排水

→建設水道課

下水道・農業集落排水使用料

下水道及び農業集落排水使用料は、水道の使用量を排除汚水量として算定されます。

下水道・農業集落排水使用料の支払い方法

①口座振替②納入通知書による払込の方法があります。

納入期限は、納入通知書を発行した月の月末です。

口座振替の方法については、上記の水道料金の支払い方法を参考にしてください。

下水道・農業集落排水受益者負担金

下水道等接続の際に、1戸当たり200,000円の受益者負担金が発生します。原則として工事施工業者を経由して納付していただきます。

市営住宅

→都市政策課

市営住宅

市営住宅は、低所得者向けの公営住宅、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅（特公賃住宅）、所得要件のない一般住宅、地域の活性化を図るため市が民間業者等から借り上げた賃貸住宅の地域活性化住宅があります。

入居資格については、申し込む住宅によって異なりますので、詳しくは、市営住宅係までお問い合わせください。



移住定住支援

→企画課

住宅建設・購入補助

市HP
補助金



- マイホーム取得支援補助金、住み替え住宅リフォーム補助金
南九州市に移住・定住を希望する方の住宅希求に対応し、定住促進、自治会の振興及び市内経済の活性化を促進するため、住宅の取得、土地の取得等を行う場合、補助を行う制度です。
※本市に5年を超える期間、居住する必要があります。

家賃の補助

- 子育て転入世帯家賃応援補助金
本市への子育て世帯の定住促進を図るため、令和3年4月1日以降、新たに民間の賃貸住宅に入居した転入者に対し、市が家賃の一部を最長36か月間、補助を行う制度です。

結婚新生活支援補助金

- 経済的理由により結婚に踏み出せない方を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、住居費、引っ越し費用を補助します。
- (1) 夫婦ともに婚姻時満29歳以下である場合 60万円
 - (2) 夫婦いずれか婚姻時満30歳以上39歳以下である場合 30万円
- ※婚姻時に夫婦ともに満39歳以下で、世帯の所得が500万円未満であって、南九州市内に居住されている方が対象となります。
※本市に5年を超える期間、居住する必要があります。

奨学金返還支援事業補助金

- 南九州市内の中小企業者等に就職し、本市に住民登録した満30歳未満の方で、1年以上継続している方のうち、奨学金の返還を行っている方を対象に、その返還額に対して補助を行う制度です。
- 奨学金返済額の3分の2の額（最高20万円）を最長5年間
本市に5年を超える期間、居住する必要があります。

新規学卒者等地元就職奨励金

- 市内の高等学校等の新規学卒者が、市内の事業所に就職した場合に奨励金を交付する制度です。
- 奨励金の額 10万円
※申請時点において、本市に居住する必要があります。

移住者運転免許取得支援事業補助金

- 本市に転入してきた方（移住者）の普通免許取得に係る費用を対象に補助を行う制度です。
- 教習に直接要した経費の2分の1の額（最高10万円）
※本市に5年を超える期間、居住する必要があります。

空き家の活用支援

→企画課

空き家バンク

南九州市では、空き家の利活用を促進するために「空き家バンク」への登録を推進しています。空き家バンクは、空き家の情報を市のホームページで紹介し、移住・定住につなげる制度です。また、登録された空き家に残る家財道具等の処分経費に対する補助金制度があります。

空き家等活用支援事業補助金

空き家を移住者向けの貸家やお試し居住用の住居などの交流拠点施設等に活用する自治会、地区公民館、特定非営利活動法人等に対し、空き家の改修に要する経費の一部を助成する制度です。

空き家改修費の3分の2（最高200万円）

※毎年度初めに市ホームページで公募を行い対象事業を選定します。

社員寮用空き家活用リフォーム事業補助金

市内の空き家を社員寮として改修する事業者に対し、空き家の改修に要する経費の一部を助成する制度です。

空き家改修費の2分の1（最高200万円）

※毎年度初めに市ホームページで公募を行い対象事業を選定します。

建築関係

→都市政策課

建築確認

新築又は10㎡を超える増改築をするときには、工事を始める前に必ず「建築確認申請書」を提出し、建築主事等の審査と、完成後に完了検査を受けなければなりません。

また、令和7年4月1日から改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行に伴い、建築物の規模によっては都市計画区域外で工事届の提出に変わり建築確認申請手続きや、すべての新築建築物（増改築の場合は増改築部分のみ）を省エネ基準に適合させる必要があります。

詳しくは、建築係までお問い合わせください。

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等の恐れのある区域に建っている住宅（建築年等の条件に該当する住宅）に居住している方が、安全な場所への移転を行う場合に、既存住宅の取り壊しや新たな住宅の建設又は購入に要する借入金の一部を助成する制度です。

助成金額は移転の内容や借入額等で変わります。

開発行為の許可

→都市政策課

都市計画区域内において、3,000㎡以上（都市計画区域外では10,000㎡以上）の開発行為を行う場合は、公共施設管理者と協議のうえ、開発行為許可申請書を県へ提出し県知事の許可を受けなければなりません。※景観計画による届出も必要です。

また、農地転用が伴う場合は、農地法に基づく農地転用許可申請を、森林の中での開発であれば森林法に基づく林地開発許可申請を提出する必要がある等、他の法令に基づいて平行して受ける必要がある許認可がありますので注意してください。

市との開発行為の協議

都市計画区域において、1,000㎡以上（都市計画区域外では3,000㎡以上）の鹿児島県土地利用対策要綱の適用を受けない宅地造成等（土砂石の採取を含む）の開発行為を行う場合は、あらかじめ市長に土地利用協議書を提出して協議しなければなりません。

盛土等の許可

→都市政策課

- 盛土等を行う場合は、あらかじめ鹿児島県知事の許可が必要となります。
- ◎技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施工者の能力について審査を実施
 - ◎許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知を要件化
 - ※宅地だけでなく農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制対象となります。
 - ※都市計画法に基づく開発行為を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。
 - ◎「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2種類の規制区域が設定されています。届出の方法や区域については、県及び市のホームページでご確認ください。

景観計画に伴う届出行為

→都市政策課

南九州市景観条例及び景観計画に基づき、次の行為については着手の30日前までに届け出が必要です。計画段階から事前相談・事前協議を早めに行ってください。

詳しくは、南九州市景観計画及び景観形成ガイドライン等を参考にするか都市計画係までお問い合わせください。

分類	行為の種類	規模・要件	
建築物	新築, 増築, 改築又は移転	・延べ床面積が500㎡を超えるもの ・高さが13mを超えるものもしくは地上3階以上の建物	
工作物	新築, 増築, 改築又は移転	煙突	高さ6mを超えるもの
		鉄柱, 木柱等	高さ15mを超えるもの
		広告塔, 記念塔, 電波塔等	高さ4mを超えるもの
		高架水槽, 物見塔, サイロ等	高さ8mを超えるもの
		擁壁, さく, 塀	高さ2mを超えるもの
		アスファルトプラント等の製造施設, 石油・ガス・穀物等の貯蔵施設, 自動車車庫の用途に供する工作物, 汚物処理場, ごみ焼却場など	
		太陽光発電設備……出力10kw以上 もしくは 面積1,000㎡以上	
		風力発電設備……出力20kW以上	
上記建築物・工作物の要件を満たすもの	外観変更を伴う修繕, 模様替え, 色彩の変更	全体見付面積の1/2以上のもの	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積が3,000㎡以上のもの	
土地の開墾等	土地の開墾, 土石類の採取, 土地の形質の変更	都市計画区域内は1,000㎡以上のもの 都市計画区域外は3,000㎡以上のもの	
木竹の伐採	木竹の伐採	地域森林計画の対象となっている森林で, 3,000㎡以上のもの	
屋外における物件の堆積	土石, 廃棄物, 再生資源等の堆積	面積500㎡以上で高さが3m以上 かつ 仮置き期間が3か月以上	
屋外広告物	鹿児島県屋外広告物条例の許可が必要ないもの	高さが4mを超えるもの	

※知覧麓地区・穎娃瀬平地区の届出対象については、上記と異なりますのでご注意ください。

屋外広告物の表示・設置の許可

→都市政策課

屋外広告物の表示については、「鹿児島県屋外広告物条例」により、その表示の場所や大きさなどの基準が定められており、許可申請が必要です。申請される方は、都市計画係にて手続きを行ってください。

公園の使用

→都市政策課

公園内行為の使用許可

公園内で次の行為を行う際は、事前に許可の申請が必要です。公園管理係までお問い合わせください。

- ・物品の販売、募金活動等
- ・営業を目的とした撮影
- ・イベント等の開催



都市公園



普通公園

有料公園施設等の使用

次の有料公園施設を使用する際は、各施設までお問い合わせください。

- ・岩屋公園キャンプ場 ☎050-3529-6424
 - ・知覧テニスの森公園 ☎0993-83-1030
 - ・諏訪運動公園、知覧平和公園、頰娃運動公園、二松台公園の運動施設（グラウンド、体育館等）
- 使用については、「スポーツ振興－施設紹介」（→P67）をご覧ください。

土地取引の届出

→企画課

次の条件を満たす土地取引にあたっては届出が必要です。

◎取引の形態： 売買・交換・営業譲渡等

◎取引の規模（面積要件）

- ①市街化区域 …… 2,000㎡以上
- ②都市計画区域（①以外） …… 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域 …… 10,000㎡以上

※個々の面積は小さくても土地の合計の面積が面積要件以上となる場合は届出が必要です。

◎届出の手続き

- 届出者： 土地の権利取得者（買主等）
- 届出期限： 契約締結日を含めて2週間以内
- 届出先： 土地の所在する市町村担当課

市道路管理

→建設水道課

市道路占用の手続き

市道路を占用して水道管・配水管・電柱・看板・仮設足場等を設置する場合は、市に道路占用許可申請書を提出し、道路占用許可を受けなければなりません。申請の内容により、占用料金を納めていただく場合がありますので、事前にお問い合わせください。



市道路工事の施工の手続き

市道路に出入り口等を施工する場合は、市に道路工事施工承認申請書を提出し、事前に承認を受けなければなりません。



私有地と市道の境界確認の手続き

市道路に接している私有地を分筆するときや、塀等を設置するときは、土地境界確認の申請、測量の実施による境界立会いが必要です。測量にかかる費用は申請者負担となります。

公共交通

→企画課

ひまわりバス・チョイソコひまわり

市内の公共交通空白地域・不便地域を解消するために、各地域の拠点を結ぶ「拠点間バス」と地域内の停留所を繋ぐ「チョイソコひまわり（予約型乗合タクシー）」の2種類を運行しています。

ひまわりバス



チョイソコひまわり



①運行経路・運行日

◎拠点間バス（2系統）

市役所の各支所や主要施設のある地点を連絡するもので、それぞれ1日4往復8便運行します。運行日は、日曜日を除く毎日となります。（12/31～1/3運休）

拠点間バス（顛娃・川辺線）は、早朝便も運行しています。（土日祝、12/31～1/3運休）

◎チョイソコひまわり（3地域）

南九州市内（顛娃地域・知覧地域・川辺地域）の各地域内で運行し、地域をまたいだ運行はできません。会員登録後、利用ができます。（要予約）

運行日時：顛娃地域（月・火・木）、知覧地域（月・水・金）、川辺地域（月・水・金）

運行時間：9時～16時30分（12/29～1/3運休）

②運賃（乗車1回あたり）

	ひまわりバス	チョイソコひまわり
大人(高校生以上)	100円	300円
小・中学生	50円	100円
未就学生	無料	
障がい者	無料（障がい者手帳の提示が必要）	
65歳以上の運転免許自主返納者	無料（警察署発行の証明書の提示が必要）	

※ひまわりバス時刻表冊子、チョイソコひまわりパンフレット等は、市役所・各支所にも準備をしておりますので、必要な方はお申し出ください。

JR指宿枕崎線利用促進事業補助金

市HP



JR指宿枕崎線のうち、指宿駅から枕崎駅までの区間を利用して社会見学活動等を行う団体等（市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、子ども会、スポーツ少年団、小・中学校のPTA、高齢者団体等）に対し、その活動等てかかった乗車運賃を助成します。事前に申請が必要です。

※運賃の2分の1以内（学校行事の場合10分の10）

難視聴対策

→企画課

テレビジョン放送の難視聴地域を解消するため、自治会等の共同受信施設組合が設置する共同受信施設の経費に対して補助を行う制度です。南九州市に在住する2戸以上の視聴者が結成した組合に対して補助します。

補助金の額＝ 共同受信施設の設置に要する経費 － （戸数×35,000円）

消費生活相談

→商工観光課

商品・サービスに関する相談や多重債務相談など、消費生活に関する相談を商工観光課内の消費生活センターで受け付けています。解決のための助言や関係機関の紹介を行っていますのでお気軽にご相談ください。

☎0993-83-2511（受付時間：平日8:30～17:15）



学校教育

市立幼稚園（顕娃幼稚園・知覧幼稚園）

→教育委員会 教育総務課

令和5年度末をもって休園しています。
 ※「市立幼稚園のあり方に関する基本方針」で、園児総数が2年連続10人未満となり、かつ民間施設の受け入れが整った段階で休園に向けて事務を進めることとなっており、その方針に則って決定したものです。

小・中学校

→教育委員会 学校教育課

①入学するとき

新しく小中学校へ入学する子供の保護者に、教育委員会から毎年1月に学校を指定した入学通知書を送付します。また新しく小学校に入学する子供を対象に10月頃、就学時健康診断を実施しています。（事前に通知書発送）

②就学援助費について

経済的な理由で就学が困難な児童生徒への必要な支援を行うため、就学援助事業を実施しています。

③修学旅行費補助について

市内に住所を有し、中学校等に在籍している生徒の保護者を対象に、修学旅行費の2分の1（上限3万円）を補助金として支給します。

④転出入・転居（学校が変わるとき）

◎転出

本庁市民係・各支所市民生活係で「転出届」を提出した後、転入する学校へ関係書類を提出してください。

◎転入

本庁市民係・各支所市民生活係で「転入届」を提出した後、指定された学校へ関係書類を提出してください。

◎転居（学校が変わるとき）

転居により、校区が変わると、転校しなければなりません。本庁市民係・各支所市民生活係で「転居届」を提出した後、指定された学校へ関係書類を提出してください。

※指定された学校を変更できる場合があります。学校教育課へお問い合わせください。

奨学金

→教育委員会 教育総務課

就学が困難な学生に対して学資を貸し付けする奨学資金貸付制度です。

項目		内容
申込資格		高等学校、高等専門学校、短大、大学（院を含む。）、専修学校に進学予定もしくは在学し、品行方正、学術優秀で、学資の支払いが困難と思われる者で、市内に住んでいる方の子
金額 (月額)	高等学校奨学生	20,000円以内 募集人員 5人程度
	高等専門学校奨学生	50,000円以内
	短期大学・専修学校奨学生	募集人員
	大学・大学院奨学生	高等専門学校、短期大学・専修学校、大学・大学院全体で15人程度
貸付期間		当該学校の正規の在学期間中
返還期間		貸与終了1年後から高等学校奨学生であった者は10年以内 その他の者は15年以内
手続き		奨学金の貸し付けを受けようとする方は奨学生願書、奨学生推薦調書に在学証明書（入学前の方は入学後提出）及び所得等証明書を添えて提出してください。
募集期間		1月から3月までに行います。具体的な期日については、担当部署までお問い合わせください。

社会教育

→教育委員会 社会教育課

二十歳のつどい

二十歳のつどいは、3地域合同で開催します。

○対象：当該年度に20歳を迎える者

○期日：毎年1月3日 13:00～（式典）

○会場：コミュニティセンター知覧文化会館

市立図書館

◎開館時間

名称	開館時間	休館日※
額姓図書館	午前9時30分～午後6時	毎週火曜日 毎月第3木曜日
知覧図書館		毎週月曜日 毎月第3水曜日
川辺図書室		毎週火曜日 毎月第3木曜日

市立図書館
ホームページ



※このほか、特別整理期間（年1回で10日以内）、年末年始（12/29～1/3）に休館いたします。なお、上記の日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日以外の日になります。

◎本や資料を借りるとき

利用者カードが必要です。（貸出冊数等は2館1室合わせての数量です。）

○本：1人10冊まで、15日以内。

○視聴覚資料：1人2点まで、8日以内。（原則として知覧図書館のみ。）

◎本や資料を返すとき

借りた本は、各図書館（室）のカウンター、ブックポストに返してください。（ブックポストは、図書館（室）玄関前に設置してあり、いつでも返すことができます。）

※視聴覚資料は、直接各図書館（室）のカウンターへ返してください。

◎市立図書館ホームページでは、スマートフォン、携帯電話からも蔵書の検索や借りたい本の予約もできます。

◎「読書の記録」

銀行の通帳のように自分が今まで借りた本を記録することができます。利用者カードをお持ちの方で希望される方は、各図書館（室）のカウンターで発行手続きを行ってください。手続きに料金はかかりません。

◎「続・夢ひろがる」

図書館司書とボランティアで選んだ高校生以上の市民向けの本を紹介した小冊子「続・夢ひろがる」を希望の方に差し上げています。各図書館（室）に準備がありますのでお問い合わせください。

文化振興

→教育委員会 社会教育課

自主文化事業

自主文化事業

自主文化事業は、市民の皆さまに音楽、舞踊、演劇など優れた舞台芸術にふれていただき、市民の文化意識の高揚を図るために開催される事業です。



市民文化祭

市民文化祭は、南九州市文化協会各支部単位で実施します。

○期日：毎年11月3日（文化の日）

※展示は11月2日から3日まで

○会場：市内各文化会館

文化会館

文化会館

市内には3つの文化会館があり、それぞれホール、会議室などを備えています。



施設の利用には、事前に申請が必要ですので、各施設管理窓口または施設予約システムで申請してください。

公共施設
オンライン予約



名称	開館時間	休館日※
コミュニティセンター・顔娃文化会館 ☎0993-36-1110	午前9時 }	毎月第2月曜日と 年末年始（12/29～1/3）
コミュニティセンター・知覧文化会館 ☎0993-83-2111		毎月第3月曜日と 年末年始（12/29～1/3）
marukawaホール（コミュニティセンター・川辺文化会館）☎0993-56-5404	午後10時	毎月第2火曜日と 年末年始（12/29～1/3）

※このほか、設備機器の点検等のため臨時に休館することがあります。

詳しくは、各文化会館へお問い合わせください。

スポーツ行事実施日・会場等

◎主な体育行事

行事名	実施日	会場
新茶・大野岳マラソン in えい	4月29日(昭和の日)	穎娃運動公園～大野岳頂上
南九州市ナイター陸上大会	9月下旬	諏訪運動公園陸上競技場
南九州市スポーツフェスタ(南九州市民体育大会)	10月(スポーツの日の前日)	知覧平和公園
南九州市ロードリレー	12月第1日曜日	南九州市内

※これらの大会の他に各競技団体が行っている大会もあります。

施設紹介

施設予約システム



施設の利用には、事前に申請が必要ですので、各施設管理窓口、または、施設予約システムで申請してください。

○穎娃地域(穎娃文化会館 ☎0993-36-1110)

《穎娃運動公園》 運動場、 グリーン広場、 テニス場、 弓道場、 体育館、 武道館

○知覧地域(知覧文化会館 ☎0993-83-2111)

《知覧平和公園》 陸上競技場、 多目的球場、 サッカー場、 テニス場、 弓道場、
ゲートボール場、 体育館、 武道館
《二松台公園》 屋外運動場

○川辺地域(諏訪運動公園管理事務所 ☎0993-56-1441)

《諏訪運動公園》 陸上競技場、 自由広場、 テニス場、 ゲートボール場、 体育館

学校施設の開放

市内の小・中学校の体育施設を学校の教育に支障のない範囲で開放しています。

まず利用したい学校へ直接施設の空き状況を確認し、使用予約してください。

予約後、教育委員会(学校のある地域の体育施設申請窓口)で申請を行ってください。

スポーツ協会

南九州市スポーツ協会には次の団体が加盟しています。

バレーボール協会、 ソフトボール協会、 ゲートボール協会、 剣道連盟、 柔道会、 ター
ゲットボードゴルフ協会、 グラウンド・ゴルフ協会、 弓道部、 陸上競技協会、 弓道同好
会、卓球連盟、 サッカー協会、 卓球クラブ、 ソフトテニス連盟、 軟式野球連盟、 全空連
空手道連盟、 太極拳連盟、 少林寺拳法協会、 ソフトバレーボール協会、 なぎなた連盟、
パークゴルフ協会

総合型地域スポーツクラブ

南九州スポーツ
クラブHP



◎南九州スポーツクラブ

1. 教室名: なぎなた、 弓道、 卓球、 バレーボール、 サッカー、 太極拳、
おたっしや教室、水泳(夏期)、 ソフトボール、 パークゴルフ、 空手

2. 入会方法: 会員登録申請書に必要事項を記入のうえ、諏訪運動公園管理事務所または、
社会教育課スポーツ推進係へ次の年会費を添えて申し込みください。

ファミリー会員(親子) 8,000円 18歳以下 3,000円 19歳以上 4,000円

■ スポーツ安全保険

スポーツ、文化、レクリエーション、ボランティア、地域活動等を行う4名以上で構成する団体を対象とします。保険料などは競技種目や年齢区分により異なります。

■ ニュースポーツ

各種ニュースポーツの用具貸し出しについては、用具を管理している「颯娃文化会館・知覧文化会館・諏訪運動公園管理事務所」にて申請書を提出して利用できます。

※管理施設によっては無い用具もありますので、事前に電話等で問い合わせてください。

【屋内】キンボール、インディアカ、シャッフルボード、カローリング、フロッカー、スカットボール、ボックスホッケー、ビーンポーリング、ポッチャ、ニチレクボール（室内ペタンク）、キャッチング・ザ・スティック、囲碁手玉、ランドリーピンチ、マンカラ（DX・パーティー）

【屋外】グラウンド・ゴルフ、ターゲットバードゴルフ、チュックボール、ティーボール、ペタンク（屋外用）、ロープ・ジャンピング、モルック

【屋内・屋外】スカイクロス、ドッジビー（ソフトディスク）、フリngo、ディスクゴルフ、フライングディスク、公式ワナゲ、アトラックゲーム、ヒットだ！ターゲット、運玉こら（バッグ）、通ツウゲーム、ラダーゲッター、リング・キャッチ、フラットリング



地域・協働・参画

市HP
まちづくり推進課



自治会

→まちづくり推進課

自治会

(地縁団体の登録や自治会長の登録変更、自治会支援に関すること)

南九州市では、旧町で集落、自治公民館、小組合と呼ばれていた自治単位を「自治会」と呼んでいます。現在、南九州市内に約230の自治会があり、住民の相互扶助により防災やごみステーションの管理などの生活環境の整備、高齢者や子どもの見守りなど様々な活動を通じ、住民自治組織として暮らしやすい地域づくりに大きな役割を果たしています。

南九州市自治コミュニティ活動交付金

各自治会の地域コミュニティ活動の活性化と住民自治の育成を図ることを目的に、自治会に対して交付金を交付します。

自治会集会施設等（公民館等）整備事業補助金

集会施設等の新築・増改築やトイレ等の改修、備品の整備を行う自治会に対して事業費の一部を補助します。

公民館

→まちづくり推進課

中央公民館・地区公民館

地区公民館は、地域と連携した多様な活動を通じて、地域住民が主体となるまちづくりを進める拠点施設です。地域づくり活動の一環として、公民館講座の開催などにも取り組んでいます。中央公民館は、地区公民館の取りまとめを行います。

地区コミュニティ・プラットフォーム

『地区コミュニティ・プラットフォーム』とは、高齢化や人口減少による集落の生活機能の低下が進む中、地域の生活や暮らしを守るため、おおむね小学校区単位で地区公民館や自治会、各地域団体、NPOなどが協力して地域課題の解決に向けて取り組んでいく「地域運営組織」になります。南九州市では、この『地区コミュニティ・プラットフォーム』について地区ごとに協議を進め、地区公民館を中心としたまちづくりに取り組んでいます。

地域コミュニティ

→まちづくり推進課

まちづくり事業補助金

自治会、地区公民館からなる地域コミュニティ組織又は産業や文化等の振興を目的とし組織された住民のコミュニティ団体が、自ら実践するまちづくりに努める場合は身近な地域課題の解決や魅力づくりに取り組む場合に、該当地域又は団体に対して助成を行います。

共生・協働による地域づくり基本方針

南九州市では、住民が安心して暮らし続けられる地域を守るため、さまざまな人や団体が力を合わせて地域づくりを進めています。市は、その取組を皆さんと共有するため、共生・協働による地域づくり基本方針を定めています。

NPO法人

→まちづくり推進課

NPO法人の設立認証、報告・変更等

NPO法人（特定非営利活動法人）の設立に関するお問い合わせや設立認証申請、また、市内で活動するNPO法人の実績報告、役員変更届等を受け付けています。（※なお、本市以外にも事務所を開設している法人の場合は、窓口は鹿児島県民交流センターとなります。）

男女共同参画

→まちづくり推進課

男女共同参画

●「男女共同参画社会」とは？

すべての人が、家庭で、地域で、職場で、学校で、それぞれの生き方や考え方を性別で決めてしまうことなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮できる社会のことです。

●南九州市のとりくみ

◎南九州市男女共同参画推進条例

南九州市では、条例を制定し、男女共同参画の基本理念や市や市民、市に所在する事業所等が男女共同参画を推進すべきことなどを定めています。また、同条例で「性別を理由とする差別的取扱い」が禁止されています。

◎啓発活動

住民講座や出前講座、広報紙、市ホームページを通じて、男女共同参画の理念にふれる機会や学習の機会を市民の皆さんに提供します。

自分育ての出前講座

1人ひとりが大事にされる社会をめざして、ご要望のあった場所に講師が出向き、人権や男女共同参画等についての講演やワークショップ等を行います。

◎対象：概ね10人以上参加できる市内の事業所・団体・グループ

◎講師料：無料（市が負担します）

予算に限りがありますのでお早めにお申し込みください。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

●DVとは？

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力（身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力等）のことをいいます。

◎DV被害者支援

DVの被害者に対して相談や県内の関係機関と連携した支援を行います。相談にあたって、相談者のプライバシーは固く守られます。

◎県内の相談機関

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・県男女共同参画センター相 | ☎099-221-6630/6631 |
| ・県女性相談センター | ☎099-222-1467 |
| ・県警察本部総合相談窓口 | ☎099-254-9110 |
| ・みんなの人権110番 | ☎0570-003-110 |
| ・県南薩地域振興局 | ☎0993-53-8001 |

■ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

南九州市では、多様な家族のあり方を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。この制度は、法律上の結婚をしていないものの、人生を共にし、互いに支え合っているパートナーやその家族の関係について、市が公的に認める制度です。（※この制度は法律上の婚姻と同等の効力を生じさせるものではありません）

■ 男女共同参画電話相談

南九州市では、男女共同参画やDVに関することについて、電話相談を実施しています。
※匿名での相談可、相談者のプライバシーは固く守られます。

☎0993-83-2511（受付時間：平日9：00～17：00）



農林業

農業振興地域内農用地の宅地等への転用

→農業振興課

県及び市では、農業の健全な発展を図るため、優良な農用地の確保と保全を目的とした農業振興地域整備計画を策定し、同計画に基づいて農業振興地域を指定しています。

この農業振興地域内農用地における宅地等への転用や農業以外で使用する場合は、事前に市及び県に対して、農業振興地域内農用地からの除外申請が必要となります。詳しくは、農政係へお問い合わせください。

川辺ふれあい農園の貸し出し

→農業振興課

野菜や花の栽培を通して自然とふれあい、健康でゆとりある生活を目指していただくとともに、都市と農村の交流促進や本市農業への理解を深めてもらうことを目的に川辺ふれあい農園の貸し出しを実施しています。詳しくは、農政係へお問い合わせください。

森林の整備

→農林整備課

間伐、下刈り等の森林整備には、条件により補助金を活用することができます。詳しくは、林務係へお問い合わせください。

森林に関する届出

→農林整備課

森林法では、森林所有者等が森林の立木を伐採する場合、市へ事前に伐採及び伐採後の造林届を提出することが義務づけられています。

また、平成24年4月から森林を取得した場合は、市への届出が義務付けられます。

その他、1ヘクタールを超える森林の開発（太陽光発電設備を設置する場合は0.5ヘクタール）は県知事の許可が必要となります。

火入れの許可

→農林整備課

南九州市の区域内の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関しては許可が必要となります。詳しくは、林務係にお問い合わせください。

有害鳥獣の被害

→農業振興課

市内においてイノシシ・タヌキ（アナグマ含む）・カラス等による農作物等の被害が発生した場合、市は猟友会等に依頼し有害鳥獣捕獲事業を実施しますので、被害地・被害の内容等を生産流通指導係へ速やかに報告してください。

愛玩鳥獣の飼養

→農林整備課

野鳥を愛玩目的で飼養することは禁止されています（平成24年度以前に正規の手続きを行って飼養しているものを除く）。飼養すると罰則があります。

竹林の整備

→農林整備課

「竹」の利活用を進め、放置竹林の解消と竹林の健全な育成を図るため、市内で伐採した竹材をチップ工場へ搬出される方への支援制度があります。詳しくは、林務係にお問い合わせください。

森林炭素マイレージ

→農林整備課

地球温暖化対策の取組みとして、県からCO2吸収量・固定量・排出量の認証を受けた方、また事業者に対し、認証されたCO2量に応じて交付金を支払う制度がありますので、詳しくは、林務係にお問い合わせください。

農道等の維持管理

→農林整備課

農業用施設の維持管理は、受益者管理が基本となります。
維持管理のための、原材料支給及び業務委託制度がありますので、お問い合わせください。
また、受益者主体による補修工事等に対する補助制度もあります。

各種申請事務

→農林整備課

農業用施設使用に関しては、施工申請・改築申請・占用申請などの事務手続きが必要な場合がありますのでお問い合わせください。

農地・農業用施設災害復旧事業

→農林整備課

農地災害（水田・畑など）については、補助以外の50%が受益者の負担となります。
農業用施設災害（農道・用水路・排水路・頭首工・ため池など）に負担はありませんが、日常の維持管理が十分な施設にかぎり、補助事業の申請ができます。
※災害復旧事業を申請するには、いくつかの条件がありますので、お問い合わせください。

農業農村整備事業の取り組み

→農林整備課

地元の要請に応えつつ、効率的、かつ積極的に事業推進を図ります。

○一般公共事業（国・県などの補助事業）

※受益者が特定できる場合は、10%以内（割合は協議調整できる）で負担金をお願いします。

○軽微な土地改良事業

※100万円以下の工事に地元で取り組む場合、50%の市補助制度があります。

○多面的機能支払交付金

※農地や農業施設の多面的機能を維持向上させる活動を地域住民のみなで行います。

※活動を行う農地の面積に応じて活動する組織へ交付金を交付します。

田（10aあたり）／4,500円

畑（10aあたり）／2,600円

農業委員会

→農業委員会事務局

農業委員会とは

農業委員会は、地方自治法の定めに従い、昭和26年に制定された「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市に設置が義務付けられている行政機関で、農地の権利移動についての許認可、農地の利用権設定や農地転用許可等の業務を中心とした農地行政を担う行政委員会です。

農業委員・農地利用最適化推進委員の選出方法

農業委員は、市議会の同意を必要とする市長の任命制です。

また、農地利用最適化推進委員は、候補者選考委員会で候補者を選考し、市農業委員会が委嘱します。

農業委員定数19名・農地利用最適化推進委員定数21名で、いずれも、農業関係団体、自治会等地域組織や任意のグループ（3名以上）からの推薦や自らの応募など公募により募集します。任期は3年です。

農地の売買や貸借権の設定並びに解約

農地を農地として利用（耕作）する目的で所有権を移転、又は貸借権を設定するときは、農地法等の許可が必要です。農地の売買や貸借をするときは、事前に農業委員会へお問い合わせください。また、農地の貸借権を解約する場合も、農業委員会へお知らせください。

農地の転用

自分の農地であっても、宅地や山林など農地以外の用途に転用するとき、又は転用目的で売買や貸借をするときは、農地法の許可が必要です。

農地を転用するときは、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

農地の有効利用

農地法第2条の2の規定により、農地について権利を有する全ての者は、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされています。

農地を有効に活用し、遊休・荒廃化させないために、農地の売買や貸借を希望する場合は、農業委員会が仲介します。希望者の意向に基づき、安心して農地の貸借等ができるようお手伝いしますので、お気軽に農業委員会へご相談ください。

農業者年金制度の概要

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満（60歳以上で加入する場合は、国民年金の任意加入被保険者である必要があります。）の方であれば誰でも加入することができます。

農地を持たない農業者や家族従事者も加入でき、保険料の増減や途中脱退・再加入も可能です。

自らが納めた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

農業者年金の加入脱退は、お気軽に農業委員会へご相談ください。

農業委員会の証明手数料等

農業委員会に関する証明等の手数料は次のとおりです。

手数料徴収事項	手数料	
耕作証明、転用事実証明等これらに類する証明	1件につき	300円

畜産業

→農業振興課

畜産共進会

肉用牛・乳用牛の改良技術や飼養管理技術の向上を図るため畜産共進会が開催されており、市内の畜産農家が地区・県の共進会へ出品しています。

主な補助事業

- 肉用牛特別導入事業（事業基金）
生産農家等が繁殖雌牛を購入する際、無利子で貸付をします。
- 乳用牛導入事業（事業基金）
酪農家がホルスタイン種の雌牛を購入する際、無利子で貸付をします。
- 生産牛増頭対策事業
生産農家等が繁殖雌牛を購入した場合、その購入経費の一部を助成します。
- 鶏卵価格安定対策事業
採卵鶏農家が加入している卵価安定基金に対し、その積立金の一部を助成します。
（卵価下落時のみ発動）
- 豚伝染病対策事業
養豚農家がワクチン接種や消毒資材等を購入した場合、その経費の一部を助成します。
※補助事業を申請するには、いくつかの条件がありますので、お問い合わせください。
- 家畜自衛防疫対策事業
補助事業以外にも、家畜伝染病の侵入防止を図るため家畜の予防注射等を推進しています。

水産業

→商工観光課

水産業の振興のための補助事業

- ◎漁業新規就業者支援事業補助金
 - 内容：新規漁業就労者が安心して就労することを目的に補助金の交付を行います。
補助額：月額5万円（12か月以内）
対象者：南九州市管内の水産業協同組合法に規定する組合員と同等の資格者（61歳未満）
- ◎漁船購入支援事業補助金
 - 漁業への就労支援を目的に補助金の交付を行います。
補助額：購入費の2分の1以内、上限50万円（新船及び中古船含む。）
対象者：南九州市管内の水産業協同組合法に規定する組合員と同等の資格者（61歳未満）



商工業

企業立地促進対策

→企画課

◎南九州市企業立地促進補助金制度

市内での工場等の立地を促進させるため、工場等を新設・増設・移転しようとする企業に対し補助金の交付を行います。

市HP
企業誘致



○交付の条件

- ① 市との立地協定を締結すること。
- ② 新設・増設・移転等により工場等の設置をするものであること。
- ③ 製造業、貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、情報通信業、鉱物採掘業、研究開発施設及び観光・リゾート産業施設、コールセンター業、監理事業及び農林水産業（陸上養殖業に限る。）の用に供する施設であること。
- ④ 施設投資額（建物や償却資産等）が2,000万円以上であること。
- ⑤ 工場等に新たに地元雇用が5人以上あること（操業開始の日から新規地元雇用者が5人以上増加し、かつ補助金の交付後3年以上新規地元雇用者を雇用すること。

○補助金の額

- ① 用地取得額の20%（限度額5,000万円）
※指定市有地の場合は50%（限度額5,000万円）
- ② 設備投資額（用地費を除く）の10%（限度額2,000万円）
※食料品・飲料等製造工場の場合は15%（限度額2,000万円）
- ③ 新たな地元雇用者に1名につき50万円（限度額1,000万円）

◎南九州市社員寮整備資金利子補助金制度

事業所が従業員用に社員寮を南九州市内に建設する場合、借入れに係る利子相当分に補助を行います。

（限度額300万円）

◎固定資産税の課税免除（取得前の申請が必要となります。）

→商工観光課

- ① 過疎地域産業開発促進条例による課税免除
- ② 先端設備等導入計画認定による課税免除
- ③ 半島振興対策実施地域産業開発促進条例による不均一課税

①～③の対象となる設備（※）を導入した場合、3年間の課税免除又は不均一課税の措置が受けられます。

対象設備、対象要件や必要書類等は①～③で異なりますので、取得前に商工観光課商工水産係へ相談してください。

※設備について

- ① 工場用の建物及びその付属設備、建物に係る土地、償却資産
- ② 機械装置、工具、器具備品、建物付属設備、構築物
- ③ 建物、償却資産、土地

※最新の情報については市ホームページへ掲載しますので、申請される方はご確認ください。

仏壇産業後継者対策

→商工観光課

仏壇産業の担い手を目指す方に対し、仏壇製造技術の習得に必要な資金を貸与します。

○対象者：市内に居住する40歳未満の方で、新規に仏壇産業に従事するもの

○内容：月額3万円を4年間貸与します。

貸与期間終了後引き続き5年間仏壇産業に従事すれば返還を免除します。

主な補助事業

→商工観光課

◎商工振興資金利子補給補助金

南九州市商工業者の育成、振興、経営の安定のため商工会を通じて借入れた制度資金の利子補給補助を行います。

○商工業者が事業経営に必要な施設設備資金及び運転資金を、商工会を通じて借り入れること。

○内容：利子補給補助率 借入金額の1.3%以内 補助限度額 26万円

◎創業・事業承継事業補助金

南九州市で創業される際の経費を補助し、商工業の振興を図ります。

○新たに創業、事業承継、空き店舗開業を行い、3年は事業継続の見込みがあること。

○内容1：創業支援／事業承継／空き店舗活用事業：補助率 2分の1以内 上限50万円

○内容2：創業者連携事業：補助率 3分の2以内 上限30万円

選挙

市HP
選挙



→選挙管理委員会事務局

選挙

選挙権

◎衆議院議員選挙・参議院議員選挙
満18歳以上の日本国民

◎県知事選挙・県議会議員選挙
満18歳以上の日本国民で、引き続いて3か月以上県内の同一市町村に住所がある方
上記の方が県内の他の市町村に住所を移して、引き続き県内に住所がある場合も含まれます。

◎市長選挙・市議会議員選挙
満18歳以上の日本国民で、引き続いて3か月以上南九州市に住所がある方

※公職選挙法第11条に規定する欠格事項に該当する方はいずれの選挙権もありません。

選挙人名簿

投票は選挙権を持っていても、実際に投票するためには市区町村の選挙管理委員会が作成・管理する選挙人名簿に登録されていなければなりません。

登録は年4回の定時登録（3月、6月、9月、12月）と選挙時登録があります。

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方が登録されます。ただし、死亡又は日本国籍を喪失したとき、他の市町村への転出後4か月経過したときは抹消されます。

投票所入場券

選挙の際は、ハガキによる選挙のご案内（投票所入場券）を一人に一枚郵送します。選挙のご案内（投票所入場券）は公示（告示）日の翌日から投票所入場券になります。投票日当日の投票には、入場券に記載してある投票所へご自分の入場券を持ってお越しください。

期日前投票と不在者投票

投票日に投票所に行けない方は、次の方法により投票することができます。

◎選挙の当日、仕事や用事等で投票所に行けない方

公示（告示）日の翌日から投票日の前日までの間、南九州市内に開設される期日前投票所において投票できます。期日前投票所を利用する際は、あらかじめ入場券の裏面に氏名及び生年月日を記入の上ご持参ください。

◎南九州市以外の市区町村に滞在する方又は南九州市へ転入されて3か月未満の方

住所が南九州市にあって選挙期間中に南九州市以外の市区町村に滞在する方は、投票用紙請求書兼宣誓書に本人が記入のうえ、投票用紙等を南九州市選挙管理委員会へ請求してください。選挙管理委員会から不在者投票証明書及び投票用紙等を本人あてに送付しますので、届きましたら速やかに滞在先市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行ってください。

また、南九州市に転入されて3か月未満の方は、転入前の市区町村にあらかじめ請求して交付を受けた不在者投票証明書及び投票用紙等を持参して、南九州市選挙管理委員会で不在者投票を行ってください。

◎指定された病院、福祉施設等に入院・入所中の方

不在者投票施設の指定を受けた病院、老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設が南九州市内・市外の施設に関わらず不在者投票できますので、投票を行いたい旨を病院長、施設長へ申し出てください。

◎身体に重度の障害がある方

自宅で郵便による不在者投票ができます。郵便による不在者投票を行うためには、事前に選挙管理委員会に本人が申請して、郵便投票証明書の交付を受けておく必要があります。

■ 期日前投票所の投票立会人の募集

今後、執行が予定される選挙の期日前投票所の投票立会人を募集しています。申込みは、年間を通し随時受け付けます。

◎応募資格

選挙権を有する方（18歳以上で新たに選挙権を得る若い方々の応募もお待ちしております。）

◎従事内容

期日前投票が公正・適切に行われるよう市内の各期日前投票所で立ち会っていただきます。

◎従事期間、時間及び場所

- ・期間：選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの間、1日を単位として従事していただきます。
- ・時間：午前8時15分から午後8時まで（立会時間は午前8時30分から午後8時まで）
- ・場所：顕娃、知覧及び川辺庁舎に設置される、いずれかの期日前投票所

◎報酬額及び費用弁償（※金額については、年度ごとに変更される場合もあります。）

- ・日額報酬：10,900円（※源泉徴収税額含む）
- ・費用弁償：500円

◎応募方法

南九州市選挙管理委員会事務局に備え付け、または南九州市ホームページ（ダウンロード可）にある「期日前投票立会人登録申込書」をご持参、郵送またはFAXにてお申込みください。

◎登録の申込みをされたら

登録の申込みをされた方には、登録前に説明をお聞きいただいたうえで、登録の確認を行います。

◎登録されたら

選挙が執行されるたびに、投票立会人に従事いただけるかの確認を行い、日程等の調整ができた場合は選任します。選任された方は、承諾書を提出いただいたうえで、従事していただくことになります。ただし、応募者が多数の場合、全員の方に従事していただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。



議会の役割・権限（仕事）

→議会事務局

議会の役割

私たちの南九州市をより美しく住みよい、魅力ある郷土にするにはどうすればよいでしょう。その問題について、みんなで話し合い、決めたことを実行していくのが理想です。

しかし、市民全員が集まり話し合うことは現実的には不可能なため、私たち（有権者）が選挙で選んだ市長には市政の執行を、議員で構成する市議会には、条例や予算・決算、また重要な契約など、市の重要な事項について、議決の形で意思決定を行うことを主な役割としています。

このほか、議会は、執行機関の行財政の運営や事業の実施又は事務処理が、適法・適正になされているか、監視の役割を果たすことも大切な役目となっています。

市議会と市長はそれぞれ独立した対等な関係にあり、抑制し、均衡を保ち、互いに協力し、ちょうど車の両輪のように、ともに市民生活の向上と幸せを実現するために活動しています。

議会の権限（仕事）

市議会は市民の代表として十分な活動ができるよう法令により多くの権限が与えられています。その主な権限（仕事）には次のようなものがあります。

①議決権

議会に与えられた権限のもっとも重要なもので、市政の重要な事項について議決します。

- ・ 条例を制定・改定・廃止すること
- ・ 予算を定めること
- ・ 決算を認めること
- ・ 市の税金、使用料、手数料などに関すること
- ・ 基準に従い契約の締結・財産の取得・処分に関すること
- ・ 副市長、教育委員、監査委員などの選任にあたっての同意等

②監視権

議会は、住民の代表機関であることから、住民に代わって市の仕事が適正に行われているか監視するため、関係者に出頭・証言、記録提出を求め、書類を検査し、監査委員に監査請求することができます。

③選挙権

議長、副議長の選挙並びに選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙をする権限です。

副市長、教育委員会委員、農業委員会委員、監査委員などを任命する場合は、執行前提手続きとして議会が同意という形で関与する権限です。

④自律権

議会がその内部の組織や運営に関する一定の事項について、国や県の機関やその市の執行機関から何の干渉を受けることなく、自律的に決定し、処理する権限をいいます。

- ・ 議員の資格決定権等

⑤意見表明権

議会が一定の事項について、機関としてのその意思や考え方を表明する権限をいいます。

- ・ 意見書提出権
- ・ 諮問答申権
- ・ 請願受理権

議員の定数

→議会事務局

南九州市の議会の議員の定数は18人です。

議会中継

→議会事務局

ライブ中継は、市ホームページまたは各庁舎ロビーでご覧いただけます。
録画映像は、ライブ中継（議会当日）のおおよそ7日後（土日祝を除く。）から配信します。
なお、配信されている映像及び音声は、南九州市議会の公式記録ではありません。
映像再生時に利用されているパソコンの環境（機種・性能等）やインターネット接続の回線状況により、映像や音声に不都合が生じる場合がありますのでご了承ください。

主要な公共施設

市HP
施設案内



市役所・支所

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
南九州市役所	897-0392	南九州市知覧町郡6204	0993-83-2511
南九州市役所穎娃支所	891-0792	南九州市穎娃町牧之内2830	0993-36-1111
南九州市役所知覧支所	897-0392	南九州市知覧町郡6204	0993-83-2511
南九州市役所川辺支所	897-0215	南九州市川辺町平山3234	0993-56-1111

保健・福祉関係施設

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
南九州市穎娃保健センター	891-0792	南九州市穎娃町牧之内2830	0993-58-7221
南九州市知覧保健センター	897-0302	南九州市知覧町郡17530	
南九州市川辺保健センター	897-0215	南九州市川辺町平山6978	
南九州市穎娃老人福祉センター	891-0702	南九州市穎娃町牧之内2606	0993-36-1257
南九州市知覧老人福祉センター	897-0302	南九州市知覧町郡17848	0993-83-3961
えい別府温泉センター	891-0704	南九州市穎娃町別府5991-2	0993-38-2639
えい中央温泉センター	891-0702	南九州市穎娃町牧之内2890	0993-36-3715
ふれあいセンターわくわく川辺	897-0215	南九州市川辺町平山2890-1	0993-56-6288
南九州市福祉事務所	897-0215	南九州市川辺町平山3234	0993-56-1111
南九州市地域包括支援センター	897-0215	南九州市川辺町平山3234	0993-56-1111
南九州市社会福祉協議会本所	897-0302	南九州市知覧町郡17848 (南九州市知覧老人福祉センター内)	0993-83-3961
南九州市社会福祉協議会川辺支所	897-0215	南九州市川辺町平山3234 (南九州市役所川辺庁舎別館内)	0993-56-5450
南九州市社会福祉協議会穎娃支所	891-0702	南九州市穎娃町牧之内2606 (南九州市穎娃老人福祉センター内)	0993-36-1257
南薩介護保険事務組合	897-0215	南九州市川辺町平山3234	0993-78-3001

地域コミュニティ関係施設

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
南九州市市民交流センター ひまわり館 (南九州市中央公民館)	897-0215	南九州市川辺町平山6630	0993-56-0474
郡地区公民館	891-0701	南九州市穎娃町郡9278	0993-36-2605
宮脇地区公民館	891-0702	南九州市穎娃町牧之内5450	0993-36-0166
粟ヶ窪地区公民館	891-0702	南九州市穎娃町牧之内9260	0993-36-0167
御領地区公民館	891-0703	南九州市穎娃町御領670	0993-36-0016
別府地区公民館	891-0704	南九州市穎娃町別府3261-1	0993-38-0024
上別府地区公民館	891-0705	南九州市穎娃町上別府4539-1	0993-39-0002
手蓑地区公民館	897-0302	南九州市知覧町郡10392	0993-83-4319
知覧地区公民館	897-0302	南九州市知覧町郡14110	0993-83-4310
中福良地区公民館	897-0303	南九州市知覧町永里5677-1	0993-84-0994
浮辺地区公民館	897-0304	南九州市知覧町東別府9814	0993-84-0981
霜出地区公民館	897-0306	南九州市知覧町西元5496-1	0993-84-0992
松山地区公民館	891-0911	南九州市知覧町塩屋15046	0993-85-3367
松ヶ浦地区公民館	891-0912	南九州市知覧町南別府25159	0993-86-2775
大丸地区公民館	897-0131	南九州市川辺町上山田7607	0993-57-3160
勝目地区公民館	897-0132	南九州市川辺町中山田1884-2	0993-57-2275
川辺地区公民館	897-0215	南九州市川辺町平山2890-1	0993-78-3091
高田地区公民館	897-0223	南九州市川辺町高田3030	0993-56-0883
清水地区公民館	897-0202	南九州市川辺町清水1531-1	0993-78-3092
田代地区公民館	897-0202	南九州市川辺町清水7220	0993-78-3093
神殿地区公民館	897-0201	南九州市川辺町神殿5686-1	0993-78-3094

小学校・中学校・幼稚園・高等学校・給食センター

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
南九州市立穎娃小学校	891-0701	南九州市穎娃町郡9201	0993-36-0012
南九州市立宮脇小学校	891-0702	南九州市穎娃町牧之内1476	0993-36-0025
南九州市立九玉小学校	891-0703	南九州市穎娃町御領3434-1	0993-36-0015
南九州市立別府小学校	891-0704	南九州市穎娃町別府5140-1	0993-38-0029
南九州市立青戸小学校	891-0705	南九州市穎娃町上別府4541	0993-39-0001
南九州市立栗ヶ窪小学校	891-0702	南九州市穎娃町牧之内9444	0993-36-0030
南九州市立知覧小学校	897-0302	南九州市知覧町郡14145-1	0993-83-2420
南九州市立霜出小学校	897-0306	南九州市知覧町西元5656-1	0993-84-0622
南九州市立中福良小学校	897-0303	南九州市知覧町永里5326	0993-84-0225
南九州市立松山小学校	891-0911	南九州市知覧町塩屋15026	0993-85-3001
南九州市立川辺小学校	897-0215	南九州市川辺町平山7086-2	0993-56-1243
南九州市立高田小学校	897-0223	南九州市川辺町高田2371	0993-56-0184
南九州市立勝目小学校	897-0131	南九州市川辺町上山田1884	0993-57-2005
南九州市立大丸小学校	897-0131	南九州市川辺町上山田7607	0993-57-2517
南九州市立穎娃中学校	891-0701	南九州市穎娃町郡1442-1	0993-36-0021
南九州市立知覧中学校	897-0306	南九州市知覧町西元4160	0993-84-2211
南九州市立川辺中学校	897-0221	南九州市川辺町田部田3880	0993-56-1240
南九州市立穎娃幼稚園	891-0701	南九州市穎娃町郡9201	休園中
南九州市立知覧幼稚園	897-0302	南九州市知覧町郡14081-4	休園中
鹿児島県立穎娃高等学校	891-0702	南九州市穎娃町牧之内2000	0993-36-1141
鹿児島県立川辺高等学校	897-0221	南九州市川辺町田部田4150	0993-56-1151
鹿児島県立薩南工業高等学校	897-0302	南九州市知覧町郡5232	0993-83-2214
南九州市立学校給食センター	897-0302	南九州市知覧町郡17531	0993-83-2423

社会教育関係施設

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
南九州市立穎娃図書館	891-0702	南九州市穎娃町牧之内2608	0993-27-3311
南九州市立知覧図書館	897-0302	南九州市知覧町郡6209-1	0993-83-4939
南九州市立川辺図書室	897-0215	南九州市川辺町平山6630	0993-58-3215
コミュニティセンター穎娃文化会館	891-0702	南九州市穎娃町牧之内2606	0993-36-1110
コミュニティセンター知覧文化会館	897-0302	南九州市知覧町郡17880	0993-83-2111
marukawaホール（コミュニティセンター川辺文化会館）	897-0215	南九州市川辺町平山2890-1	0993-56-5404
南九州市穎娃歴史民俗資料館	891-0701	南九州市穎娃町郡9278	0993-83-4433
ミュージアム知覧	897-0302	南九州市知覧町郡17880	0993-83-4433
齋藤彦松梵字資料室	897-0202	南九州市川辺町清水3882	0993-83-4433

社会体育関係施設

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
穎娃運動公園体育施設	891-0702	南九州市穎娃町牧之内2606	0993-36-1110
知覧平和公園体育施設	897-0302	南九州市知覧町郡17919-1	0993-83-2112
二松台公園体育施設	891-0911	南九州市知覧町塩屋24500	0993-83-2112 (知覧文化会館)
知覧テニスの森公園	897-0302	南九州市知覧町郡9126-3	0993-83-1030
諏訪運動公園体育施設	897-0215	南九州市川辺町平山7354	0993-56-1441

農業・水産業関係施設

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
南九州市青木放牧場	897-0131	南九州市川辺町上山田8720	0993-36-1111 (農業振興課)
南九州市穎娃農村婦人の家	891-0705	南九州市穎娃町上別府4773-2	0993-36-1111 (農業振興課)
南九州市穎娃漁村センター	891-0704	南九州市穎娃町別府2970-1	—
南九州市穎娃農業開発研修センター	891-0704	南九州市穎娃町別府8089	0993-38-2881
南九州市穎娃特産品開発研究センター	891-0702	南九州市穎娃町牧之内15025-10	0993-36-1111 (農業振興課)
お茶街道ゆとり館	891-0705	南九州市穎娃町上別府8601-1	—

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
畑の郷水土利館	891-0702	南九州市穎娃町牧之内15025-8	0993-36-1111 (農林整備課)
南九州市知覧農産物処理加工施設	897-0302	南九州市知覧町郡14110	0993-83-2511 (知覧支所農林係)
知覧特攻物産館	897-0302	南九州市知覧町郡17856	0993-83-4773
りんどう	897-0302	南九州市知覧町郡17859	0993-76-1135
地域活性化施設霜上げんき館	897-0306	南九州市知覧町西元4111-2	—
南九州市川辺農業構造改善センター	897-0222	南九州市川辺町永田1298-1	0993-56-1111 (川辺支所農林係)
南九州市川辺農村環境改善センター	897-0132	南九州市川辺町中山田1884-2	0993-57-2275
川辺やすらぎの郷	897-0202	南九州市川辺町清水6910	0993-58-3131
川辺ふれあい農園	897-0202	南九州市川辺町清水6957	0993-36-1111 (農業振興課)
南九州市ふれあい保全活動促進施設 ふれあい交流館	897-0302	南九州市知覧町郡16510-3	—

観光交流施設

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
夢・風の里アグリランドえい	891-0702	南九州市穎娃町牧之内15025-5	0993-36-1072
知覧特攻平和会館	897-0302	南九州市知覧町郡17881	0993-83-2525
知覧平和公園	897-0302	南九州市知覧町郡17919-1	0993-83-2511 (都市政策課)
オートキャンプ森のかわなべ	897-0203	南九州市川辺町野崎8138-1	050-3529-6424
アドベンチャーパーク森のかわなべ	897-0203	南九州市川辺町野崎8153-1	050-3529-6424
岩屋公園・キャンプ場	897-0202	南九州市川辺町清水3882	050-3529-6424
岩屋公園桜の屋形	897-0202	南九州市川辺町清水3882	0993-56-0927
瀬平公園	891-0701	南九州市穎娃町郡10452-4	—
大野岳公園	891-0701	南九州市穎娃町郡4176	—
番所公園	891-0704	南九州市穎娃町別府5202-2	—
戸柱公園	891-0704	南九州市穎娃町別府2969	—
西塩屋公園	891-0911	南九州市知覧町塩屋28953-1	—
塘之池公園	897-0133	南九州市川辺町下山田5157	—

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
両添公園	897-0203	南九州市川辺町野崎3725	—

消防関係

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
指宿南九州消防組合 南九州消防署	897-0302	南九州市知覧町郡17363	0993-83-2222
指宿南九州消防組合 穎娃分遣所	891-0702	南九州市穎娃町牧之内2808	0993-36-0119
指宿南九州消防組合 川辺分遣所	897-0215	南九州市川辺町平山6950-1	0993-56-2001

環境衛生関係施設

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
南九州市穎娃浄楽苑	891-0703	南九州市穎娃町御領5000	0993-36-2833
南九州市川辺火葬場	897-0215	南九州市川辺町平山1977-5	0993-56-4347
指宿広域市町村圏組合 指宿広域クリーンセンター	891-0403	指宿市十二町4692-1	0993-22-3303
南九州市穎娃ごみステーション	891-0701	南九州市穎娃町郡11711	—
南九州市知覧ごみステーション	897-0302	南九州市知覧町郡15172-4	—
南九州市川辺ごみステーション	897-0131	南九州市川辺町上山田4499-1	—
南九州市石垣ごみ処分場	891-0704	南九州市穎娃町別府3615-1	—
南薩地区衛生管理組合 知覧最終処分場	897-0302	南九州市知覧町郡15273	—
南薩地区衛生管理組合 なんさつECOの杜	897-8501	南さつま市金峰町高橋4148-42	0993-76-8170
南薩地区衛生管理組合 南さつまクリーンセンター	899-3512	南さつま市金峰町花瀬215-1	0993-77-0455
指宿広域市町村圏組合 指宿広域管理型最終処分場	891-0701	南九州市穎娃町郡10995-1	0993-27-3050
指宿広域市町村圏組合 指宿広域汚泥リサイクルセンター	891-0604	指宿市開聞仙田711-4	0993-26-2114
南薩地区衛生管理組合 アクアセンター万之瀬	897-0001	南さつま市加世田村原3475	0993-52-2697
知覧中央浄化センター	897-0302	南九州市知覧町郡15993-2	—
垂水浄化センター	897-0306	南九州市知覧町西元12221-1	—
川辺東部地区農業集落排水 終末処理場	897-0205	南九州市川辺町野間4951	—

その他の市の施設

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
ちらん夢郷館	897-0302	南九州市知覧町郡6209-1	0993-83-4939

警察署等

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
南九州警察署	897-0302	南九州市知覧町郡4980-3	0993-83-1110
南九州警察署颯娃交番	891-0703	南九州市颯娃町御領6747	0993-38-1050
南九州警察署川辺交番	897-0215	南九州市川辺町平山3311-6	0993-56-1131

国の出先機関

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
鹿児島地方法務局知覧支局	897-0302	南九州市知覧町郡5405	0993-83-2208
知覧税務署	897-0393	南九州市知覧町郡6212	0993-83-2411
鹿児島地方・家庭裁判所知覧支部	897-0302	南九州市知覧町郡6196-1	0993-83-2229
鹿児島地方検察庁知覧支部	897-0302	南九州市知覧町郡6196	0993-83-2027

県の出先機関

施設名称	郵便番号	住所	電話番号
鹿児島県南薩家畜保健衛生所	897-0302	南九州市知覧町郡4210-18	0993-83-2156
鹿児島県知覧食肉衛生検査所	891-0912	南九州市知覧町南別府22216-1	0993-86-2839
川辺ダム管理事務所	897-0202	南九州市川辺町清水10843	0993-56-1084

ともだち募集中



市役所を
手のひらに

Point 1

受信設定で受け取りたい
情報だけ届く！

Point 2

写真を撮るだけ！
キーワードの入力だけ！
ごみ分別AI・おしえてAI

Point 3

災害時・緊急時には
迅速に情報をお届け！

ID検索

@minamikyushu_city



みな、みりょく！



南九州市